

公立大学法人静岡文化芸術大学定款

目次

- 第1章 総則（第1条—第7条）
- 第2章 役員
 - 第1節 役員（第8条—第12条）
 - 第2節 役員会（第13条—第16条）
- 第3章 審議機関
 - 第1節 経営審議会（第17条—第20条）
 - 第2節 教育研究審議会（第21条—第24条）
- 第4章 業務及び執行（第25条・第26条）
- 第5章 資本金等（第27条・第28条）
- 第6章 雑則（第29条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この公立大学法人は、教育基本法及び学校教育法に則り、地域社会、他の大学、研究機関その他関係機関との自由かつ緊密な交流及び連携のもとに、人・もの・社会のより良いあり方や豊かさ・美しさを付与する文化・芸術を探究し、人間味溢れる質の高い文化の創造を提案し、かつ、発信するための教育研究を行うことにより、学術文化の振興に資するとともに、創造的な知性と豊かな人間性を備えた人材を育成し、もって地域の産業及び社会の発展に寄与すること並びに社会の課題に積極的に対応するため、地域・国際・世代が教育研究の場で幅広く融合する開かれた大学として、我が国の更なる発展に貢献することを目指す大学を設置し、及び管理することを目的とする。

（名称）

第2条 この公立大学法人は、公立大学法人静岡文化芸術大学（以下「法人」という。）と称する。

（設立団体）

第3条 法人の設立団体は、静岡県とする。

（事務所の所在地）

第4条 法人は、事務所を静岡県浜松市に置く。

（設置する大学）

第5条 法人は、第1条の目的を達成するため、静岡文化芸術大学（以下「文化芸術大学」という。）を静岡県浜松市に設置する。

（法人の種別）

第6条 法人は、特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人とする。

(公告の方法)

第7条 法人の公告は、静岡県公報に登載して行う。

第2章 役員

第1節 役員

(定数)

第8条 法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事長 1人
- (2) 理事 4人以内
- (3) 監事 2人

2 法人に、副理事長を置かないものとする。

(職務及び権限)

第9条 理事長は、法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して法人の業務を掌理する。
- 3 理事は、理事長があらかじめ指定した順序により、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。
- 4 監事は、法人の業務を監査する。この場合において、監事は、静岡県の規則で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。
- 5 監事は、いつでも、役員（監事を除く。）及び職員に対して事務及び事業の報告を求め、又は法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 6 監事は、法人が次に掲げる書類を静岡県知事（以下「知事」という。）に提出しようとするときは、当該書類を調査しなければならない。
 - (1) 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）の規定による認可、承認及び届出に係る書類並びに報告書その他の総務省令で定める書類
 - (2) その他静岡県の規則で定める書類
- 7 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は知事に意見を提出することができる。

(任命)

第10条 理事長は、法人の申出に基づき、知事が任命する。

- 2 理事長は、文化芸術大学の学長（以下「学長」という。）となるものとする。
- 3 第1項の申出は、次条に規定する理事長を選考するために法人に設置される機関（以下「理事長選考会議」という。）の選考に基づき行う。
- 4 理事は、理事長が任命する。
- 5 理事長は、理事を任命するに当たっては、その任命の際現に法人の役員又は職員でない者が含まれるようにしなければならない。
- 6 監事は、知事が任命する。

(理事長選考会議)

第11条 理事長を選考するため、理事長選考会議を置く。

- 2 理事長選考会議は、次に掲げる者各3人をもって構成する。
 - (1) 第17条第1項に規定する経営審議会の委員（第21条第1項に規定する教育研究審議会の委員である者及び理事長を除く。）の中から当該経営審議会において選出された者
 - (2) 教育研究審議会の委員（学長を除く。）の中から当該教育研究審議会において選出された者
- 3 前項各号に掲げる者には、それぞれ法人の役員又は職員以外の者が含まれるようにしなければならない。
- 4 理事長選考会議に議長を置き、構成員の互選によってこれを定める。
- 5 議長は、理事長選考会議を主宰する。
- 6 この条に定めるもののほか、理事長選考会議の議事の手続その他理事長選考会議に関し必要な事項は、議長が理事長選考会議に諮って定める。

（役員の任期）

第12条 理事長の任期は、2年以上6年を超えない範囲内において、理事長選考会議の議を経て、法人の規程で定める。

- 2 理事の任期は、6年を超えない範囲内において理事長が定める。ただし、理事の任期の末日は、当該理事を任命する理事長の任期の末日以前でなければならない。
- 3 監事の任期は、その任命後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものについての法第34条第1項の規定による同項に規定する財務諸表の承認の日までとする。
- 4 補欠の役員又は増員により任命された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 5 役員は、再任されることができる。この場合において、理事がその最初の任命の際現に法人の役員又は職員でなかったときの第10条第5項の規定の適用については、その再任の際現に法人の役員又は職員でない者とみなす。

第2節 役員会

（設置及び構成）

第13条 法人に役員会を置き、理事長及び理事をもって構成する。

（招集）

第14条 役員会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、理事又は監事から会議の目的たる事項を記載した書面を付して要求があったときは、役員会を招集しなければならない。

（議事）

第15条 役員会に議長を置き、理事長をもって充てる。

- 2 議長は、役員会を主宰する。
- 3 役員会は、構成員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 役員会の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 監事は、役員会に出席して意見を述べることができる。

(権限)

第16条 次に掲げる事項は、役員会の議を経なければならない。

- (1) 中期目標について知事に対し述べる意見に関する事項
- (2) 法により知事の認可又は承認を受けなければならない事項
- (3) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
- (4) 文化芸術大学、学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項
- (5) 職員の人事の方針に関する事項
- (6) その他役員会が定める重要事項

第3章 審議機関

第1節 経営審議会

(設置及び構成)

第17条 法人の経営に関する重要事項を審議する機関として、法人に経営審議会を置く。

2 経営審議会は、次に掲げる委員で構成する。

- (1) 理事長
- (2) 理事長が指名する理事及び職員
- (3) 法人の役員又は職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有するもののうちから、理事長が任命するもの

3 前項第3号の委員の数は、経営審議会の委員の総数の2分の1以上とする。

(招集)

第18条 経営審議会は、理事長が招集する。

2 理事長は、経営審議会の委員の3分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面を付して要求があったときは、経営審議会を招集しなければならない。

(議事)

第19条 経営審議会に議長を置き、理事長をもって充てる。

- 2 議長は、経営審議会を主宰する。
- 3 経営審議会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 経営審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審議事項)

第20条 経営審議会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 中期目標について知事に対し述べる意見に関する事項のうち、法人の経営に関するもの
- (2) 中期計画に関する事項のうち、法人の経営に関するもの
- (3) 学則（法人の経営に関する部分に限る。）、会計規程、役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準、職員の給与及び退職手当の支給の基準その他の経営に係る重要な規程の制定又は改廃に関する事項
- (4) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
- (5) 組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項

- (6) 職員の人事に関する事項のうち、定数その他の法人の経営に関するもの
- (7) その他法人の経営に関する重要事項

第2節 教育研究審議会 (設置及び構成)

第21条 文化芸術大学の教育研究に関する重要事項を審議する機関として、教育研究審議会を置く。

2 教育研究審議会は、次に掲げる委員で構成する。

- (1) 学長
- (2) 副学長を置くときは、副学長
- (3) 学長が指名する理事及び職員
- (4) 学部、研究科その他の教育研究上の重要な組織及び事務組織の長のうち、学長が定める者
- (5) 法人の役員又は職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有するもののうちから、学長が指名するもの

3 前項第5号に掲げる委員は、2人以上とする。

(招集)

第22条 教育研究審議会は、学長が招集する。

2 学長は、教育研究審議会の委員の3分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面を付して要求があったときは、教育研究審議会を招集しなければならない。

(議事)

第23条 教育研究審議会に議長を置き、学長をもって充てる。

- 2 議長は、教育研究審議会を主宰する。
- 3 教育研究審議会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 教育研究審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審議事項)

第24条 教育研究審議会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 中期目標について知事に対し述べる意見に関する事項（法人の経営に関するものを除く。）
- (2) 中期計画に関する事項（法人の経営に関するものを除く。）
- (3) 学則（法人の経営に関する部分を除く。）その他の教育研究に係る重要な規程の制定又は改廃に関する事項
- (4) 教員の人事に関する事項のうち、人事の基準に関するもの（定数その他の法人の経営に関するものを除く。）
- (5) 教育課程の編成に関する方針に係る事項
- (6) 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項
- (7) 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項
- (8) 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- (9) その他文化芸術大学の教育研究に関する重要事項

第4章 業務及び執行

(業務の範囲)

第25条 法人は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 文化芸術大学を設置し、これを運営すること。
- (2) 学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと。
- (3) 法人以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の法人以外の者との連携による教育研究活動を行うこと。
- (4) 公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会を提供すること。
- (5) 文化芸術大学における研究の成果を普及し、及びその活用を促進すること。
- (6) 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

(業務方法書)

第26条 法人の業務の執行に関し必要な事項は、この定款に定めるもののほか、業務方法書の定めるところによる。

第5章 資本金等

(資本金)

第27条 法人の資本金の額は、別表に掲げる静岡県が出資する資産について、当該出資の日における時価を基準として静岡県が評価した価額の合計額とする。

(残余財産の帰属)

第28条 法人が解散した場合において、債務を弁済してなお残余財産があるときは、その残余財産は静岡県に帰属する。

第6章 雑則

(委任)

第29条 この定款及び業務方法書に定めるもののほか、法人の運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この定款は、法人の成立の日から施行する。
(最初の学長の任命の特例等)
- 2 文化芸術大学の設置後最初に行われる学長の任命については、第11条第3項の規定にかかわらず、学長選考会議の選考に基づくことを要しないものとし、知事の指名に基づき、理事長が任命する。
- 3 文化芸術大学の設置後最初の学長となる副理事長の任期は、第12条第2項の規定にかかわらず、4年とする。

附 則

この定款は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この定款は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次項から附則第9項までの規定は、総務大臣及び文部科学大臣の認可があった日から施行する。
(理事長の任命の特例等)
- 2 変更後の公立大学法人静岡文化芸術大学定款（以下「変更後の定款」という。）第10条第1項の規定による最初の理事長（以下「最初の理事長」という。）を選考するため、選考会議を置く。
- 3 選考会議は、次に掲げる者各3人をもって構成する。
 - (1) 変更前の公立大学法人静岡文化芸術大学定款（以下「変更前の定款」という。）第17条第1項に規定する経営審議会の委員（変更前の定款第21条第1項に規定する教育研究審議会の委員である者を除く。）の中から当該経営審議会において選出された者
 - (2) 教育研究審議会の委員（学長を除く。）の中から当該教育研究審議会において選出された者
- 4 前項各号に掲げる者には、それぞれ法人の役員又は職員以外の者が含まれるようにしなければならない。
- 5 選考会議に議長を置き、構成員の互選によってこれを定める。
- 6 議長は、選考会議を主宰する。
- 7 附則第3項から前項までに定めるもののほか、選考会議の議事の手続その他選考会議に関し必要な事項は、議長が選考会議に諮って定める。
- 8 変更後の定款第10条第1項の規定による最初の理事長の任命に係る法人の申出については、令和4年4月1日前においても、選考会議を変更後の定款第10条第3項の理事長選考会議とみなして、同項の規定の例により行うことができるものとする。
- 9 前項の規定により任命される理事長の任期は、2年以上6年を超えない範囲内において、同項の規定により理事長選考会議とみなされる選考会議の議を経て、法人の規程で定めるものとする。

(施行期日)

この定款は、総務大臣及び文部科学大臣の認可があった日から施行する。

別表（第27条関係）

静岡県が出資する資産の表

1 土地

	所在地番	地積 (平方メートル)
1	浜松市中央区中央二丁目101番1	28,256.22
2	浜松市中央区田町223番5	258.48
3	浜松市中央区田町223番16	127.83
4	浜松市中央区田町223番17	27.30
5	浜松市中央区田町223番19	101.15
6	浜松市中央区田町223番20	96.31
7	浜松市中央区田町223番23	99.41
8	浜松市中央区田町223番42	75.18
9	浜松市中央区田町223番44	99.18

備考 この表2から9までの項の土地に係る出資の対象は、それぞれ1,000,000分の263,610の共有持分である。

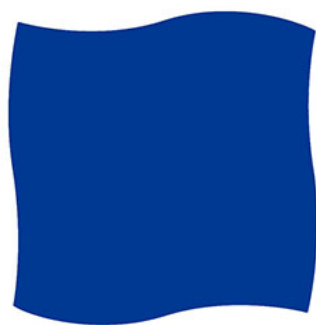
2 建物

	名称	所在	床面積 (平方メートル)
1	校舎（北棟及び西棟）	浜松市中央区中央二丁目1番1号	30,362.54
2	校舎（東棟）	浜松市中央区中央二丁目1番1号	1,932.80
3	校舎（南棟）	浜松市中央区中央二丁目1番1号	12,828.81
4	教職員住宅	浜松市中央区田町223番地21	2,027.66

備考 この表4の項の教職員住宅に係る出資の対象は、専有部分（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第3項に規定する専有部分をいう。）を対象とする区分所有権（同条第1項に規定する区分所有権をいう。）である。

令和 7 年度

公立大学法人静岡文化芸術大学
事業報告書



自：令和 7 年 4 月 1 日

至：令和 8 年 3 月 31 日

目 次

I はじめに	1
II 法人に関する基礎的な情報	
1. 目標	1
2. 業務内容	1
3. 沿革	1
4. 設立に係る根拠法	1
5. 設置団体	1
6. 組織図その他公立大学法人の概要	2
7. 事務所の所在地	3
8. 資本金の額（前事業年度末からの増減を含む）	3
9. 在学する学生の数	3
10. 役員の氏名、役職、任期、担当及び経歴	3
11. 会計監査人の氏名又は名称及び報酬	4
12. 常勤職員の数等	4
13. 非常勤職員の数	4
III 財務諸表の要約	
1. 貸借対照表	5
2. 損益計算書	6
3. キャッシュ・フロー計算書	7
IV 財務情報	
1. 財務諸表に記載された事項の概要	8
2. 重要な施設等の整備等の状況	10
3. 予算及び決算の概要	11
V 事業に関する説明	
1. 財源の内訳	12
2. 財務情報及び業務の実績に基づく説明	12
VI その他事業に関する事項	
1. 予算、収支計画及び資金計画	17
2. 短期借入れの概要	17
3. 運営費交付金債務及び当期振替額の明細	17

I はじめに

公立大学法人化後 16 年目となる令和 7 年度は、第 3 期中期計画の 4 年目であり、第 2 期中期計画期間の実績を踏まえ、教育内容の充実、学生募集の強化、留学生を含めた学生支援の強化、地域貢献、グローバル化の推進、業務運営の効率化など、計画達成に向け、教職員一丸となって取り組んだ。

II 法人に関する基礎的な情報

1 目標

公立大学法人静岡文化芸術大学は、次に掲げることを目指す静岡文化芸術大学を設置し、及び管理することを目的とする。（「大学設置認可申請書」（平成 11 年 6 月 30 日付）設置の趣旨より）

（1）実務型の人材の養成

豊かな人間性と的確な時代認識や社会認識を持ち、国際社会の様々な分野で活躍できる人材の養成

（2）社会への貢献

地域、国際、世代が教育研究の場で幅広く融合する「開かれた大学」として地域社会や国際社会の発展に貢献

2 業務内容

- （1） 静岡文化芸術大学を設置し、これを運営すること。
- （2） 学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと。
- （3） 法人以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の法人以外の者との連携による教育研究活動を行うこと。
- （4） 公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会を提供すること。
- （5） 静岡文化芸術大学における研究の成果を普及し、及びその活用を促進すること。
- （6） 前記の業務に附帯する業務を行うこと。

3 沿革

静岡文化芸術大学は、静岡県と浜松市、地元産業界が協力して設置・運営する「公設民営方式」の大学として、平成 12 年 4 月に開学し、平成 16 年 4 月に大学院（修士課程 2 研究科）を設置した。

その後、平成 22 年 4 月に公立大学法人化し、県立の大学となった。

本学は、地域文化の一翼を担う「拠点施設」及び「開かれた大学」として、学生や教員がさまざまな地域活動に参加し、地域と交流を深めるなど、積極的に地域に向けた文化、芸術の発信と交流に取り組んでいる。

4 設立に係る根拠法

地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）

5 設置団体

静岡県

6 組織図その他公立大学法人の概要

(学部) 文化政策学部 (国際文化学科、文化政策学科、芸術文化学科)

デザイン学部 (デザイン学科)

(大学院) 文化政策研究科

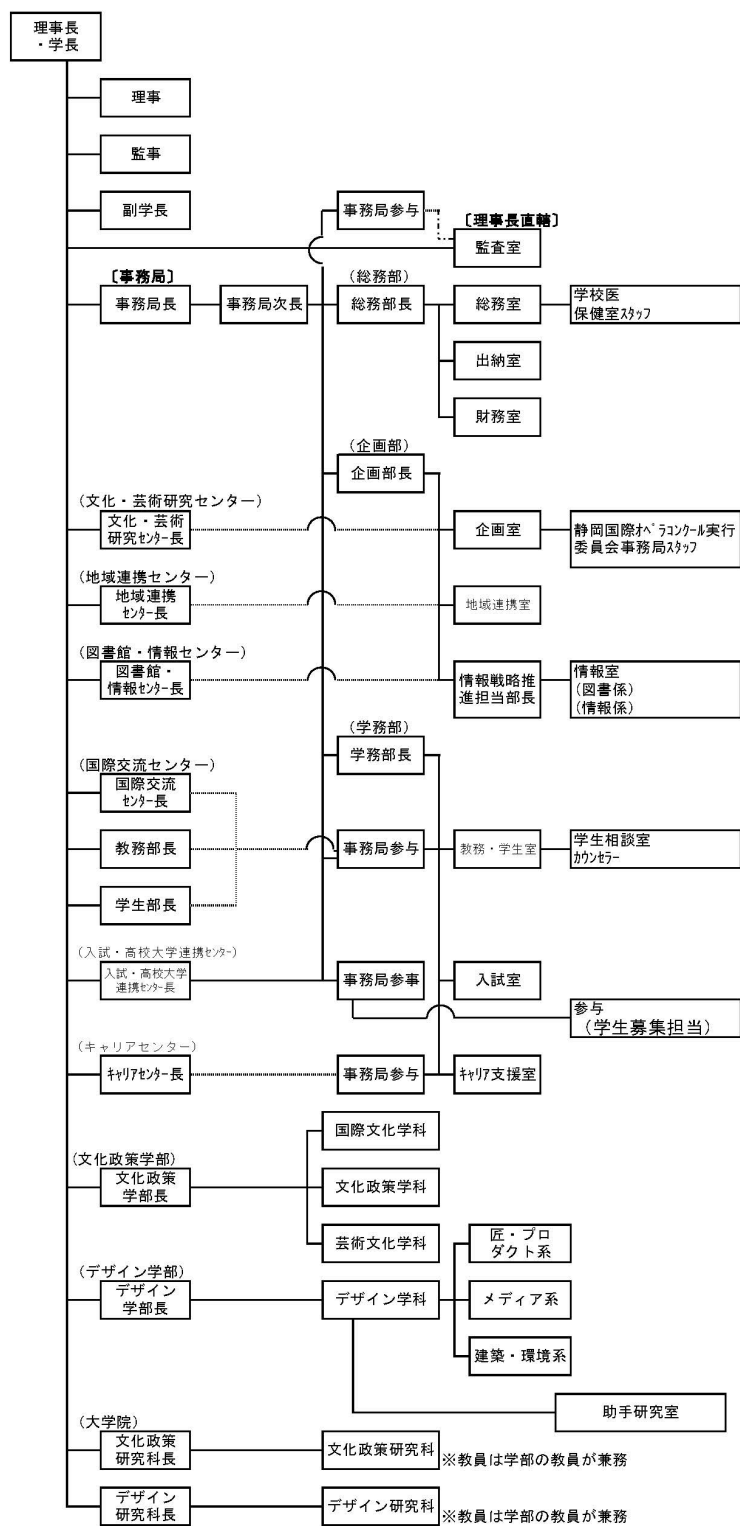
デザイン研究科

(附属施設) 文化・芸術研究センター

図書館・情報センター

国際交流センター

地域連携センター



7 事務所の所在地

静岡県浜松市中央区中央二丁目1番1号

8 資本金の額（前事業年度からの増減を含む）

168億1,019万7,000円（全額 静岡県出資）

9 在学する学生の数（令和7年5月1日現在）

（1）学部学生

（単位：人）

学部	学科	入学 定員	収容 定員	現員		
				男	女	計
文化政策	国際文化	100	400	69	401	470
	文化政策	55	220	66	182	248
	芸術文化	55	220	26	217	243
	小計	210	840	161	800	961
デザイン	デザイン	110	440	134	361	495
	小計	110	440	134	361	495
合計		320	1,280	295	1,161	1,456

（2）大学院学生

（単位：人）

研究科	専攻	入学 定員	収容 定員	現員		
				男	女	計
文化政策	文化政策	10	20	4	8	12
デザイン	デザイン	10	20	9	16	25
合計		20	40	13	24	37

10 役員の氏名、役職、任期、担当及び経歴（令和8年3月31日現在）

役 職	氏 名	任 期	経 歴
理事長 （学長兼務）	横山 俊夫	令和4年4月1日 ～令和8年3月31日	平成17年4月～平成20年9月 京都大学副学長 平成24年4月～平成28年3月 滋賀大学理事・副学長、附属図書館長 平成28年4月1日～令和4年3月31日 公立大学法人静岡文化芸術大学副理事長 （学長兼務）
理事 （法人経営担当）	松下 育蔵	令和4年4月1日 ～令和8年3月31日	平成31年4月～令和4年3月 静岡県公営企業管理者・企業局長
理事 （教育未来担当） （非常勤）	石田 亨	令和4年4月1日 ～令和8年3月31日	平成10年4月～平成31年3月 京都大学大学院教授 平成31年4月～令和4年3月 早稲田大学理工学術院国際理工学センタ ー教授

役 職	氏 名	任 期	経 歴
理事 (研究未来担当) (非常勤)	針山 孝彦	令和7年6月1日 ～令和8年3月31日	平成30年4月～現在 浜松医科大学名誉教授 令和2年4月～現在 浜松医科大学ナノスーツ開発研究部特命 研究教授
監事 (非常勤)	松田 隆広	令和3年度財務諸表の 承認の日 ～令和7年度財務諸表 の承認の日	平成13年10月弁護士登録 平成27年9月～ 公立大学法人静岡文化芸術大学監事
監事 (非常勤)	藤田 将司	令和3年度財務諸表の 承認の日 ～令和7年度財務諸表 の承認の日	平成16年4月公認会計士登録 平成30年4月1日～ 公立大学法人静岡文化芸術大学監事

11 会計監査人の氏名又は名称及び報酬

会計監査人は EY 新日本有限責任監査法人であり、当該監査法人及び当該監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、当事業年度の当法人の監査業務に基づく報酬の額は 5,800,000 円(消費税等別)、非監査業務に基づく報酬の額は無い。

12 常勤職員の数等 (令和7年5月1日現在)

(単位：人)

区分	学長	副学長	教授	准教授	講師	助教	特任 助手	教員計	事務 職員	合計
職員数	1	3	47 *	25	8	1	6	91	72	163

*教授に副学長を含まず

*事務職員に臨時職員、非常勤職員、嘱託職員含まず

常勤職員（教員及び事務職員）は前年度比1人増であり、平均年齢は49.2歳である。

このうち、静岡県からの派遣職員は13人、浜松市からの出向者は1人、企業からの出向者は1人である。

13 非常勤職員の数 (令和7年5月1日現在) (単位：人)

区分	非常勤講師	非常勤職員
職員数	118	10

Ⅲ 財務諸表の要約

1 貸借対照表

(単位：百万円)

資産の部	金額	負債の部	金額
固定資産	12,128	固定負債	518
有形固定資産	12,012	長期寄附金債務	518
土地	3,556	その他の固定負債	0
建物	13,769	流動負債	505
減価償却累計額等	△6,657	運営費交付金債務	9
構築物	79	寄附金債務	17
減価償却累計額等	△50	未払金	267
工具器具備品	454	前受金	76
減価償却累計額等	△320	その他の流動負債	135
図書	1,097	負債合計	1,023
その他の有形固定資産	83	純資産の部	金額
無形固定資産	6	資本金	16,810
投資その他の資産	108	地方公共団体出資金	16,810
流動資産	1,275	資本剰余金	△5,925
現金及び預金	1,154	利益剰余金	1,495
その他の流動資産	121	純資産合計	12,380
資産合計	13,404	負債・純資産合計	13,404

※百万円未満の位を切り捨てて表示しているため、合計が合わない場合がある。(以下同じ)

2 損益計算書

(単位：百万円)

区分	金額
経常費用 (A)	2,637
業務費	2,409
教育経費	411
研究経費	75
教育研究支援経費	213
受託研究費	0
共同研究費	0
受託事業費等	1
人件費	1,706
一般管理費	228
経常収益 (B)	2,773
運営費交付金収益	1,671
学生納付金収益	892
受託研究収益	0
共同研究収益	1
受託事業等収益	2
補助金等収益	114
寄附金収益	30
施設費収益	18
財務収益	1
雑益	40
臨時損益 (C)	0
目的積立金取崩額 (D)	26
当期総利益 (B - A + C + D)	161

3 キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

区分	金額
I 業務活動によるキャッシュ・フロー (A)	58
原材料、商品又はサービスの購入による支出	△548
人件費支出	△1,743
その他の業務支出	△254
運営費交付金収入	1,665
学生納付金収入	768
その他の業務収入	171
II 投資活動によるキャッシュ・フロー (B)	△189
III 財務活動によるキャッシュ・フロー (C)	△89
IV 資金減少額 (D = A + B + C)	△221
V 資金期首残高 (E)	881
VI 資金期末残高 (F = E + D)	660

IV 財務情報

1 財務諸表に記載された事項の概要

(特に断らない限り百万円未満を切り捨て表示している。)

(1) 貸借対照表関係

(資産合計)

令和7年度末現在の資産合計額は前年度比 390 百万円 (2.8%) (以下、特に断らない限り前年度比・合計) 減の 13,404 百万円となっている。

主な増加要因として、図書が 21 百万円増 (2.0%) の 1,097 百万円となったことが挙げられる。

主な減少要因として、建物の減価償却累計額が 369 百万円 (5.8%) 増の 6,657 百万円となったことが挙げられる。

(負債合計)

令和7年度末現在の負債合計額は前年度比 180 百万円 (14.9%) 減の 1,023 百万円となっている。

主な増加要因として、預り金が 2 百万円 (1.7%) 増の 125 百万円となったことが挙げられる。

主な減少要因として、短期リース債務 89 百万円が全減したことが挙げられる。

(純資産合計)

令和7年度末現在の純資産合計額は前年度比 210 百万円 (1.6%) 減の 12,380 百万円となっている。

主な増加要因として、当期末処分利益が、69 百万円 (75.7%) 増の 161 百万円となったことが挙げられる。

主な減少要因として、前中期目標期間繰越積立金が、8 百万円 (39.3%) 減の 12 百万円となったことが挙げられる。

(2) 損益計算書関係

(経常費用)

令和7年度の経常費用は前年度 6 百万円 (0.2%) 減の 2,637 百万円となっている。

主な増加要因として、教育経費が 115 百万円 (38.7%) 増の 411 百万円となったことが挙げられる。

主な減少要因として、教育研究支援経費が 77 百万円 (26.5%) 減の 213 百万円となったことが挙げられる。

(経常収益)

令和7年度の経常収益は前年度 157 百万円 (6.0%) 増の 2,773 百万円となっている。

主な増加要因として、補助金等収益が 107 百万円 (1,618.0%) 増の 114 百万円となったことが挙げられる。

主な減少要因として、受託事業等収益が 8 百万円 (76.3%) 減の 2 百万円となったことが挙げられる。

(当期総利益)

上記経常収益の状況に目的積立金取崩額等 26 百万円を計上した結果、令和7年度の当期総利益は 161 百万円となっている。

(3) キャッシュ・フロー計算書関係

(業務活動によるキャッシュ・フロー)

令和7年度の業務活動によるキャッシュ・フローは 58 百万円の収入 (前年度は 140 百万円の収入) となっている。

主な減少要因として、人件費支出が 71 百万円 (4.2%) 増の△1,743 百万円となったことが挙げられる。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

令和7年度の投資活動によるキャッシュ・フローは 189 百万円の支出 (前年度は 137 百万円の収入) となっている。

主な減少要因として、定期預金の預入による支出 160 百万円 (35.7%) 増の 607 百万円となったことが挙げられる。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

令和7年度の財務活動によるキャッシュ・フローは、リース債務の返済による支出のみであり、前年度と同額の 89 百万円の支出となっている。

(表) 主要財務データの経年表

(単位：百万円)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
資産合計	15,098	14,661	14,189	13,794	13,404
負債合計	2,604	2,528	1,208	1,204	1,023
純資産合計	12,493	12,132	12,981	12,590	12,380
経常費用	2,625	2,696	2,568	2,644	2,637
経常収益	2,667	2,703	2,615	2,615	2,773
当期総利益	85	74	1,242	92	161
業務活動によるキャッシュ・フロー	37	△46	147	140	58
投資活動によるキャッシュ・フロー	314	29	△151	137	△189
財務活動によるキャッシュ・フロー	△89	△89	△89	△89	△89
資金期末残高	894	787	693	881	660

(4) セグメントの経年比較・分析（内容・増減理由）

当法人は単一セグメントにより事業を行っているため、記載を省略する。

(5) 積立金の申請状況及び使用内訳等

当期総利益 161 百万円のうち 142 百万円は、中期計画の剰余金の使途において定めた教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てるため、積立金として申請する。

なお、令和7年度は、目的積立金を情報機器・システム更新等に 96 百万円使用した。

2 重要な施設等の整備等の状況

(1) 当事業年度中に完成した主要施設等

該当なし

(2) 当事業年度において継続中の主要施設等の新設・拡充

該当なし

(3) 当事業年度中に処分した主要施設等

該当なし

(4) 当事業年度中において担保に供した施設等

該当なし

3 予算及び決算の概要

(単位：百万円)

区分	令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度		令和 6 年度		令和 7 年度		
	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	差額理由
収入	2,747	2,743	2,815	2,806	2,672	2,666	2,842	2,843	2,928	2,907	
運営費交付金収入	1,592	1,592	1,573	1,573	1,574	1,574	1,608	1,608	1,665	1,665	
補助金等収入	151	150	196	195	99	99	67	67	66	66	
学生納付金収入	894	894	884	885	890	892	885	890	897	891	
その他収入	109	105	160	151	107	100	281	276	299	283	受託研究費収入等減
支出	2,747	2,684	2,815	2,718	2,672	2,567	2,842	2,727	2,928	2,763	
業務費	2,575	2,521	2,662	2,575	2,568	2,477	2,758	2,651	2,850	2,691	教育経費、一般管理費等減
その他支出	171	163	153	143	104	89	84	75	78	72	
収入－支出	-	58	-	87	-	98	-	116	-	143	

※百万円未満の位を切り捨てて表示しているため、合計が合わない場合がある。

V 事業に関する説明

1 財源の内訳

令和7年度の当法人の経常収益は2,773百万円で、その内訳としては、運営費交付金収益1,671百万円(60.2%(対経常収益比、以下同じ。))、学生納付金収益(授業料、入学金、検定料)892百万円(32.1%)、施設費収益18百万円(0.6%)、その他192百万円(6.9%)となっている。

2 財務情報及び業務の実績に基づく説明

(1) 教育研究等の質の向上に関する取組

ア 教育活動等

(ア) 多様な学生の受け入れ・入試広報の充実

- ・多様な学生の受け入れを促進するため、入学試験制度の見直しを行い、国際文化学科及び芸術文化学科における共通テスト利用科目の変更を公表した。
- ・SUAC オープンキャンパス、高校教員対象オープンキャンパス、ゼミ体験会、模擬授業を実施し、本学の学びや学生生活を体験できる機会を提供した。
- ・大学見学、入試説明会及び進学相談会を通じて、延べ2,000人以上の高校生等に対し、本学の入試制度や学びの特色について説明を行った。

(イ) 教育内容等の充実

- ・令和7年度から新カリキュラムの運用を開始し、学部間共通科目の展開や履修体制の見直しにより、学部横断型教育を本格的に実現した。
- ・新カリキュラム科目の授業アンケートにおいて、学生の学修意欲や到達目標の達成への実感が確認され、教育効果の高いカリキュラムとして機能していることを確認した。
- ・カリキュラムマップ及び履修モデルの整備により、教育課程の構造を可視化し、体系的履修の指導体制を確立した。
- ・文化政策学部では、オプション・スタディーズを新設し、学生の関心に応じた柔軟な学修を可能とする仕組みを構築、同制度に関するガイダンスを実施した。
- ・デザイン学部では「専門横断演習」の開講準備を進め、分野横断的課題に対応できる人材育成の基盤整備を推進した。
- ・アクティブラーニング手法を体系的に導入し、主体的学修を重視した教育の推進を着実に進めた。
- ・LMS(SUAC manaba)活用を推奨の上、シラバスでもその活用を明記するとともに、情報端末必携化(BYOD)導入とあわせて教育のデジタル化と授業運営の効率を大きく進展させた。
- ・放送大学との新規連携により、学外資源を活用した多様な学修機会を拡充した。

(ウ) その他教育の取組

- ・3 ポリシーの整合性を学部・大学院で検証し、新カリキュラムとの一体的運用を図ることで、教育方針の一貫性と明確性を確保した。
- ・教学 IR 体制とアセスメント・ポリシーの着実な運用により、教育成果の分析・検証を実施し、教育の質保証体制を実質的に機能させた。
- ・授業アンケート結果の組織的活用により、教育手法の改善を全学的に推進し、授業改善サイクルを確立した。
- ・シラバスの標準化及び専門部会による点検により、到達目標・評価基準を明確化し、教育の透明性と質保証の水準を向上させた。
- ・履修制度の抜本的見直し（履修登録前倒し、CAP 制度改善、特別履修取消制度導入）により、学修時間の確保と履修の適正化を実現した。
- ・履修手続きの電子化を推進し、学生の利便性向上と業務効率化を同時に達成した。
- ・成績評価基準の明確化及び GPA 制度の見直しにより、評価の客観性・公平性を向上させ、成績評価の質を改善した。
- ・GPA データに基づく個別履修指導を実施し、学生への支援体制を強化した。
- ・出席管理・公欠制度・追試験制度の整備により、授業運営の厳格化と学修管理の高度化を実現した。
- ・遠隔授業ガイドラインの整備により、ICT 活用授業の質保証を制度的に確立した。
- ・教務情報の一元化（manaba 活用）により、教員への情報共有と運用の統一性を大きく向上させた。

イ 学生支援

(ア) 学習支援

- ・各学科において、教務委員を中心に指導教員等が、学生の履修相談、学習支援、ゼミ・領域選択、進路相談などを適切に行った。
- ・学生への修学支援、大学と保証人との連携を深めること等を目的とした Web システムを導入し、保証人が成績通知書を Web で閲覧できるようにした。

(イ) 生活支援

- ・多子世帯支援に拡大された修学支援新制度（給付奨学金・授業料減免）を適切に周知し、手続きを進めた結果、多くの学生への支援につながった。
- ・留学生ガイダンスを定期的実施し、外国人留学生の修学状況を把握した。

(ウ) キャリア支援

- ・「ご家族のためのキャリア説明会」を開催し、学生の家族に向けて就職や進学などのキャリア情報を説明し、卒業生を招いてのパネルディスカッションを行った（200 名が参加）。

- ・企業説明会、インターンシップ説明会には、卒業生の就職実績がある地域企業を中心に、学生の志望度が高い企業を幅広い業種から招聘した。

ウ 研究

- ・研究成果発表会では、会場参加に加え、一般の方が参加しやすいよう、オンライン配信を継続した。(参加・視聴者数 201 名)
- ・コンプライアンス研修会を開催し、研究費の不正使用防止及び研究倫理に関する意識の向上を図った。(受講率 100%※アーカイブ動画受講含む)
- ・研究科を通じて大学院生にも研究倫理 e-ラーニング受講を推進し、研究倫理意識の醸成を図った。(受講率 100%)

エ 地域貢献

- ・公開講座やイベント・シンポジウム等の様々な催しを実施し、参加者は 3,898 人となった
- ・地域自治体等からの各種委員、講師、審査員等延べ 425 件の依頼に積極的に協力した。

オ グローバル化

- ・静岡県の留学奨学制度である「ふじのくに留学応援奨学金」の書類選考通過者（1 名）に対し、グループ面接、個人面接指導を行い、採択につなげた。
- ・日伯外交関係樹立 130 年を記念し、前期は、ブラジルウィークとしてブラジル文化体験イベント、後期は、ブラジルデイとして移民の歴史やコーヒーに関する講演会を実施した。実施にあたっては、国際交流センターが地域連携センターなどと協働し、また、ブラジル総領事館などの他団体との連携も図った。

(2) 法人の経営に関する取組

ア 業務運営の改善

- ・育児のための入試業務免除等、制度を周知し利用を促進した。育児休業以外の育児に関する諸制度の利用者は 19 人で、R7 年度時点で目標値である累計 30 人を達成した。(目標値：第 3 期累計 30 人以上)
- ・各室で業務改善を図った結果 27 件の業務が改善された。また、成果等を冊子にまとめた。
- ・R7 年度当初予算編成において、義務的経費以外についてシーリング率を設けて予算配分を行い、約 1,400 万円の削減効果があった。

イ 財務内容の改善

- ・校舎管理に係る契約方法見直し等を通じて、予算の効率化を図った。
- ・本学の厳しい財政状況をふまえ、重点事項や削減目標を定めた「予算編成基本方針」を策定し、予算編成を行った。

ウ 施設・設備の整備・活用等

- ・照明設備（LED）更新、個別空調更新を実施した。

（３）自己点検・評価及び情報の提供に関する取組

ア 自己点検・評価の活用

- ・認証評価機関による評価結果で指摘を受けた項目について、改善計画を作成し、実施した。

イ 情報公開・広報の充実

- ・受験生・保護者・企業等、学外ステークホルダーの対象別に、大学公式 Web サイト、広報冊子、SNS、プレスリリース等の媒体を適切に使い分け、本学の教育研究の特色や魅力を効果的に発信した。
- ・「SUAC 理解・基礎データ集」を更新し、ホームページへ掲載した。新規採用教職員に対して、同データ集を教材とした自学理解を深めるための研修を行った。
- ・公式 X（旧 Twitter）へのポストを通じた広報を行い、ポスト投稿件数は目標値の 300 件を超えた。大学公式インスタグラムも新たに開設し、学生達の活動の様子やイベント情報を発信した。

（４）その他業務運営に関する取組

ア 安全管理・危機管理

- ・教職員向けの健康管理に関する講演会を開催し、健康管理意識の醸成に努めた。
- ・教職員を対象に、情報セキュリティ研修を対面型講演会として実施した。当日参加できなかった教職員には講演会のアーカイブ映像の視聴を義務付け、研修参加率 100%を達成。教職員の情報セキュリティ意識の向上を図った。

イ 人権の尊重・持続可能な社会の実現

- ・教職員を対象にハラスメント防止研修を行った。
- ・フェアトレード関連イベントへの出展、出講、マスコミからの取材対応等において本学の取組を紹介するなど、フェアトレード大学に関する取組を 21 件行った。

令和 7 年度の当法人の事業に要した経費は、教育経費 411 百万円、研究経費 75 百万円、教育研究支援経費 213 百万円、受託事業費等 1 百万円、人件費 1,706 百万円等となっている。

（５）課題と対処方針

本学の教育研究活動の基盤を確保するため、外部資金の獲得や経費削減に取り組んでいる。

ア 自己収入の確保

- ・外部研究資金の公募情報を学内で定期的に報告し、また科学研究費補助金の申請に関して、外部講師による個別面談、研究計画調書の作成ポイントの解説動画の提供など、外部資金獲得に向けた支援を行った。

イ 予算の効率的かつ適正な執行

- ・校舎管理委託や節電行動計画の推進を通して、費用の低減に努めた。
- ・情報機器や保守費用の上昇に対応するため、PC 教室の統廃合や機器の削減に取り組んだ。
- ・人事院勧告等に基づく人件費上昇、入札差金による事業費の減額等、年度途中の状況変化を反映させた補正予算を編成し、効率的な予算執行と前中期目標期間繰越積立金及び目的積立金の残高の保全に努めた。

VI その他事業に関する事項

1 予算、収支計画及び資金計画

(1) 予算

年度計画（公立大学法人静岡文化芸術大学ホームページ参照）

<https://www.suac.ac.jp/about/operation/disclosure/mediumplan/file/30534/r7nendokeikaku.pdf>

(2) 収支計画

年度計画（公立大学法人静岡文化芸術大学ホームページ参照）

<https://www.suac.ac.jp/about/operation/disclosure/mediumplan/file/30534/r7nendokeikaku.pdf>

(3) 資金計画

年度計画（公立大学法人静岡文化芸術大学ホームページ参照）

<https://www.suac.ac.jp/about/operation/disclosure/mediumplan/file/30534/r7nendokeikaku.pdf>

2 短期借入れの概要

該当なし

3 運営費交付金債務及び当期振替額の明細

(1) 運営費交付金債務の増減額の明細

（単位：百万円）

交付年度	期首残高	交付金当期交付額	当期振替額				期末残高
			運営費交付金収益	資本剰余金	臨時損失	計	
令和5年度	5	－	5	－	－	5	－
令和6年度	9	－	－	－	－	－	9
令和7年度		1,665	1,665	－	－	1,665	－
合計	14	1,665	1,671	－	－	1,671	9

※百万円未満の位を切り捨てて表示しているため、合計が合わない場合がある。

(2) 運営費交付金債務の当期振替額の明細

(単位：百万円)

区分		金額	内容
期間進行基準による振替額	運営費交付金収益	1,444	期間進行基準を採用した事業等 費用進行基準を採用した事業以外の全ての事業 運営費交付金債務の振替額の積算根拠 期間の進行状況に伴う運営費交付金債務を振替
	資産見返運営費交付金	-	
	資本剰余金	-	
	計	1,444	
費用進行基準による振替額	運営費交付金収益	226	費用進行基準を採用した事業等 退職手当、修学支援新制度に係る授業料減免 運営費交付金債務の振替額の積算根拠 退職給付金の交付及び修学支援新制度に係る授業料の減免に伴う運営費交付金債務を振替
	資産見返運営費交付金	-	
	資本剰余金	-	
	計	226	

※百万円未満の位を切り捨てて表示しているため、合計が合わない場合がある。

(参考別紙)

■ 財務諸表の科目

1. 貸借対照表

有形固定資産：土地、建物、構築物等、公立大学法人が長期にわたって使用する有形の固定資産。

減価償却累計額：償却資産の減価償却費を積み上げたもの。

その他の無形固定資産：電話加入権等が該当。

現金及び預金：現金（通貨及び小切手等の通貨代用証券）と預金（普通預金、当座預金及び1年以内に満期又は償還日が訪れる定期預金等）の合計額。

引当金：将来の特定の費用又は損失を当期の費用又は損失として見越し計上するもの。

運営費交付金債務：設立団体から交付された運営費交付金の未使用相当額。

地方公共団体出資金：設立団体からの出資相当額。

資本剰余金：設立団体から交付された施設費等により取得した資産（建物等）等の相当額。

利益剰余金：公立大学法人の業務に関連して発生した剰余金の累計額。

2. 損益計算書

業務費：公立大学法人の業務に要した経費。

教育経費：公立大学法人の業務として学生等に対し行われる教育に要した経費。

研究経費：公立大学法人の業務として行われる研究に要した経費。

教育研究支援経費：図書館や情報システム等、法人全体の教育及び研究の双方を支援するために設置されている施設又は組織等の運営に要する経費。

人件費：公立大学法人の役員及び教職員の給与、賞与、法定福利費等の経費。

一般管理費：公立大学法人の管理その他の業務を行うために要した経費。

運営費交付金収益：運営費交付金のうち当期の収益として認識した相当額。

臨時損失・臨時利益：固定資産の売却（除却）等に伴う損益。

3. キャッシュ・フロー計算書

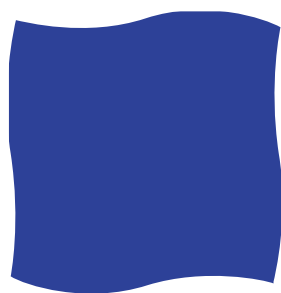
業務活動によるキャッシュ・フロー：原材料、商品又はサービスの購入による支出、人件費支出及び運営費交付金収入等の、公立大学法人の通常の業務の実施に係る資金の収支状況を表す。

投資活動によるキャッシュ・フロー：固定資産や有価証券の取得・売却等による収入・支出等の将来に向けた運営基盤の確立のために行われる投資活動に係る資金の収支状況を表す。

財務活動によるキャッシュ・フロー：増減資による資金の収入・支出、債券の発行・償還及び借入れ・返済による収入・支出等、資金の調達及び返済等に係る資金の収支状況を表す。

令和 7 年度
(第 1 6 期事業年度)

決 算 報 告 書



S U A C

自 令和 7 年 4 月 1 日

至 令和 8 年 3 月 3 1 日

公立大学法人静岡文化芸術大学

令和7年度 決算報告書

公立大学法人静岡文化芸術大学

(単位:千円)

区 分	予算額	決算額	差額 (決算－予算)	備考
収入				
運営費交付金	1,665,606	1,665,606	－	
施設整備費補助金	66,330	66,330	－	
自己収入	938,643	934,227	△ 4,416	
授業料収入及び入学金検定料収入	897,330	891,902	△ 5,428	
雑収入	41,313	42,326	1,013	
受託研究等収入及び寄附金収入等	35,608	24,714	△ 10,894	
補助金等収入	117,239	114,402	△ 2,837	
臨時利益	－	－	－	
長期借入金収入	－	－	－	
目的積立金取崩収入	88,688	88,686	△ 2	
前中期目標期間繰越積立金取崩収入	11,075	8,214	△ 2,861	
運営費交付金債務取崩収入	5,458	5,459	1	
計	2,928,647	2,907,638	△ 21,009	
支出				
業務費	2,850,064	2,691,372	△ 158,692	
教育研究経費	1,995,327	1,874,428	△ 120,899	注1,2
一般管理費	854,737	816,944	△ 37,793	注1,3
施設整備費	66,330	66,330	0	
受託研究等経費及び寄附金事業費等	12,253	6,220	△ 6,033	
長期借入金償還金	－	－	－	
計	2,928,647	2,763,922	△ 164,725	

○表示単位について

金額は千円未満を四捨五入で表示しているため、合計金額と一致しないことがある。

○予算と決算の差異について

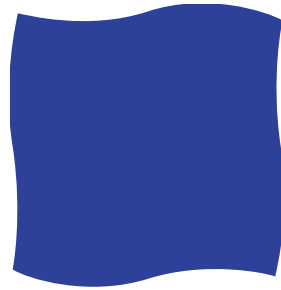
- (注1) 施設等修繕・管理費について、
教育研究経費分が18,621千円、一般管理費分が13,031千円減少した。
- (注2) 教員人件費が58,129千円減少した。
- (注3) 職員人件費が19,042千円減少した。

○損益計算書との差異について

- (1) 決算報告書では、固定資産取得額が支出に含まれ、減価償却費が支出から除かれている。
- (2) 決算報告書では、負債計上している翌年度繰越分が収入に含まれている。

令和 7 年度
(第 1 6 期事業年度)

財 務 諸 表



S U A C

自 令和 7 年 4 月 1 日

至 令和 8 年 3 月 31 日

公立大学法人静岡文化芸術大学

目 次

貸借対照表	1
損益計算書	3
純資産変動計算書	4
キャッシュ・フロー計算書	5
利益の処分に関する書類	6
重要な会計方針等	7
附属明細書	
(1) 固定資産の取得及び処分、減価償却費（「第 87 特定の資産に係る費用相当額の会計処理」及び「第 92 資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理」による減価償却相当累計額も含む。）並びに減損損失の明細	11
(2) 棚卸資産の明細	12
(3) 有価証券の明細	12
(4) 長期貸付金の明細	12
(5) 長期借入金の明細	12
(6) 公立大学法人債の明細	12
(7) 引当金の明細	12
(8) 資産除去債務の明細	12
(9) 保証債務の明細	12
(10) 資本剰余金の明細	13
(11) 目的積立金の取崩しの明細	13
(12) 運営費交付金債務及び運営費交付金収益の明細	14
(13) 地方公共団体等からの財源措置の明細	14
(14) 役員及び教職員の給与の明細	15
(15) 開示すべきセグメント情報	15
(16) 業務費及び一般管理費の明細	16
(17) 寄附金の明細	18
(18) 受託研究の明細	18
(19) 共同研究の明細	18
(20) 受託事業等の明細	18
(21) 科学研究費補助金等の明細	19
(22) 上記以外の主な資産、負債、費用及び収益の明細	20

貸借対照表

(令和8年3月31日)

(単位:千円)

資産の部

I 固定資産

1 有形固定資産

土地		3,556,750
建物	13,769,227	
減価償却累計額	<u>△6,657,391</u>	7,111,835
構築物	79,682	
減価償却累計額	<u>△50,345</u>	29,336
工具器具備品	454,313	
減価償却累計額	<u>△320,679</u>	133,634
図書		1,097,944
美術品・収蔵品		79,509
車両運搬具	9,224	
減価償却累計額	<u>△5,676</u>	3,548
有形固定資産合計		<u>12,012,558</u>

2 無形固定資産

ソフトウェア		6,847
その他の無形固定資産		<u>0</u>
無形固定資産合計		6,847

3 投資その他の資産

投資有価証券		100,000
長期前払費用		8,107
敷金・保証金		535
その他		<u>70</u>
投資その他の資産合計		<u>108,712</u>

固定資産合計

12,128,119

II 流動資産

現金及び預金		1,154,486
未収学生納付金収入	1,060	
徴収不能引当金	<u>△1,060</u>	-
棚卸資産		46
前渡金		5,036
未収収益		196
立替金		45,280
未収金		<u>70,893</u>

流動資産合計

1,275,940

資産合計

13,404,059

負債の部

I 固定負債

長期繰延補助金等（注）	0	
長期寄附金債務（注）	518,219	
固定負債合計		518,219

II 流動負債

運営費交付金債務（注）	9,000	
寄附金債務（注）	17,913	
未払金	267,063	
未払消費税等	333	
前受金	76,203	
科学研究費助成事業等預り金	10,161	
預り金	125,001	
流動負債合計		505,676
負債合計		1,023,896

純資産の部

I 資本金

地方公共団体出資金	16,810,197	
資本金合計		16,810,197

II 資本剰余金

資本剰余金	849,564	
減価償却相当累計額（△）（注）	△6,749,708	
除売却差額相当累計額（△）（注）	△25,448	
資本剰余金合計		△5,925,593

III 利益剰余金

前中期目標期間繰越積立金（注）	12,670	
教育研究の質の向上及び組織運営改善積立金（注）	159,616	
積立金	1,161,324	
当期未処分利益	161,947	
（うち当期総利益	161,947）	
利益剰余金合計		1,495,558

純資産合計	12,380,162
負債純資産合計	13,404,059

（注）これらは、地方独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目である。

損 益 計 算 書

(令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日)

(単位:千円)

経常費用			
業務費			
教育経費	411,764		
研究経費	75,443		
教育研究支援経費	213,159		
受託研究費	557		
共同研究費	857		
受託事業費等	1,712		
役員人件費	44,542		
教員人件費	1,108,444		
職員人件費	553,430	2,409,910	
一般管理費		228,069	
経常費用合計			2,637,980

経常収益			
運営費交付金収益(注)		1,671,064	
授業料収益(注)		773,385	
入学金収益(注)		91,283	
検定料収益		27,610	
受託研究収益(注)		797	
共同研究収益(注)		1,121	
受託事業等収益(注)		2,605	
補助金等収益(注)		114,474	
寄附金収益(注)		30,815	
施設費収益(注)		18,012	
財務収益			
受取利息	1,234		
有価証券利息	433	1,667	
雑益			
財産貸付料収益	16,998		
科学研究費間接経費収益	6,654		
大学入学共通テスト経費収益	3,796		
就職支援活動収益	3,080		
その他雑益	9,809	40,338	
経常収益合計			2,773,176
経常利益			135,195

臨時損失			
固定資産除却損		71	71

臨時利益			
徴収不能引当金戻入益	277	277	
当期純利益		135,401	
前中期目標期間繰越積立金取崩額(注)		588	
目的積立金取崩額(注)		25,956	
当期総利益		161,947	

(注)これらは、地方独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目である。

資本剰余金を減額したコスト等に関する注記

当期総利益		161,947	
減価償却相当額	△ 394,525		
賞与引当増加相当額	△ 1,553		
退職給付引当増加相当額	△ 37,984		
小計		△ 434,063	
施設費収益相当額		48,317	
その他		410	
資本剰余金を減額したコスト等を含めた損益相当額			△ 223,388

退職給付引当増加額のうち、国又は地方公共団体との人事交流による出向職員から生じる額は9,905千円である。

科学研究費助成事業等に関する注記

当期受入額	22,530
当期支出額	22,465

純 資 産 変 動 計 算 書

(令和7年4月1日～令和8年3月31日)

(単位：千円)

	I 資本金		II 資本剰余金			III 利益剰余金					純資産 合計	
	設立 団体 出資金	資本 剰余金	減価償却 相当累計 額 (一)	除売却差 額相当累 計額 (一)	資本 剰余金 合計	前中期目 標期間繰 越積立金	教育研究 の費の向 上及び組 織運営改 善積立金	積立金	当期未処 分利益	利益剰余 金合計		
										うち当期 総利益		
当期首残高	16,810,197	730,482	△6,355,183	△25,448	△5,650,150	20,884	159,469	1,158,001	92,156	—	1,430,511	12,590,558
当期変動額												
I 資本金の当期変動額												
II 資本剰余金の当期変動額												
固定資産の取得		48,727			48,727							48,727
減価償却			△394,525		△394,525							△394,525
III 利益剰余金の当期変動額												
(1) 利益の処分												
利益処分による積立							88,832	3,323	△92,156	—	—	—
(2) その他												
当期純利益									135,401	135,401	135,401	135,401
前中期目標期間繰越積立金取崩額		7,625			7,625	△8,214	△88,685		588	588	△7,625	—
目的積立金取崩額		62,729			62,729				25,956	25,956	△62,729	—
当期変動額合計	—	119,082	△394,525	—	△275,442	△8,214	147	3,323	69,790	161,947	65,046	△210,395
当期末残高	16,810,197	849,564	△6,749,708	△25,448	△5,925,593	12,670	159,616	1,161,324	161,947	161,947	1,495,558	12,380,162

キャッシュ・フロー計算書

(令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日)

(単位:千円)

I 業務活動によるキャッシュ・フロー

原材料、商品又はサービスの購入による支出	△ 548,539
人件費支出	△ 1,743,790
その他の業務支出	△ 254,560
運営費交付金収入	1,665,606
授業料収入	649,721
入学金収入	91,283
検定料収入	27,610
受託研究収入	552
共同研究収入	1,249
受託事業等収入	7,399
補助金等収入	114,402
寄附金収入	12,268
その他の収入	35,554
業務活動によるキャッシュ・フロー	58,757

II 投資活動によるキャッシュ・フロー

定期預金の預入による支出	△ 607,349
定期預金の払戻による収入	447,258
有形固定資産及び無形固定資産の取得による支出	△ 93,087
施設費による収入	61,226
小計	△ 191,952
利息及び配当金の受取額	1,986
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 189,965

III 財務活動によるキャッシュ・フロー

リース債務の返済による支出	△ 89,828
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 89,828

IV 資金減少額	△ 221,036
V 資金期首残高	881,563
VI 資金期末残高	660,527

利益の処分に関する書類

(単位:円)

I 当期未処分利益				161,947,103
当期総利益			161,947,103	
II 利益処分類				
積立金			19,013,676	
地方独立行政法人法第40条第3項により 設立団体の長の承認を受けた額				
教育研究の質の向上及び組織運営改善 積立金		<u>142,933,427</u>	<u>142,933,427</u>	<u>161,947,103</u>

I 重要な会計方針

「地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解」(令和8年3月31日改訂)並びに「『地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解』に関するQ&A」(令和8年4月改訂)(以下「地方独立行政法人会計基準等」という。)を適用して財務諸表等を作成しています。

1 運営費交付金収益及び授業料収益の計上基準

期間進行基準を採用しています。

なお、退職一時金及び修学支援新制度に係る授業料等減免相当額については費用進行基準を採用しています。

2 減価償却の会計処理方法

(1) 有形固定資産

定額法を採用しています。

耐用年数については、法人税法の耐用年数を基準としています。

なお、リース資産については、リース期間を耐用年数としています。

主な資産の耐用年数は以下の通りです。

建物	8 ～ 37 年
構築物	15 ～ 53 年
工具器具備品	4 ～ 15 年
車両運搬具	6 年

また、特定の償却資産(地方独立行政法人会計基準第87)の減価償却相当額については、減価償却相当累計額として資本剰余金から控除しています。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しています。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しています。

3 賞与引当金の計上基準

賞与については、翌期以降の運営費交付金により財源措置がなされるため、賞与引当金は計上していません。

なお、資本剰余金を減額したコスト等の注記における賞与引当増加相当額は、当事業年度末の賞与引当相当額から前事業年度末の同相当額を控除した額を計上しています。

4 退職給付に係る引当金の計上基準

役員及び教職員の退職一時金については、運営費交付金により財源措置がされるため、退職給付に係る引当金は計上していません。

なお、資本剰余金を減額したコスト等に関する注記における退職給付引当増加相当額は、地方独立行政法人会計基準第90第5項に基づき計算された退職一時金に係る退職給付引当金の当期増加額を計上しています。

5 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券

償却原価法(利息法)を採用しています。

6 棚卸資産の評価基準及び評価方法

最終仕入原価法による原価法を採用しています。

7 収益及び費用の計上基準

地方独立行政法人会計基準第84における収益に重要性が乏しいため、注記を省略しています。

8 リース取引の会計処理

リース料総額が3,000千円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっています。リース料総額が3,000千円未満のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

9 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっています。

10 財務諸表及び附属明細書の表示単位

千円未満は切り捨てにより作成しています。ただし、利益の処分に関する書類については、円単位で表示しています。

Ⅱ 注記

1 貸借対照表関係

- (1)運営費交付金から充当されるべき退職給付の見積額 545,550千円
(静岡県からの派遣職員に対する退職給付見積額は上記金額から除いています。)
- (2)翌期の運営費交付金から充当されるべき賞与見積額 121,788千円
- (3)有価証券関係
該当事項はありません。

2 損益計算書関係

該当事項はありません。

3 キャッシュ・フロー計算書関係

- (1)資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳

現金及び預金	1,154,486千円
うち定期預金	△493,959千円
資金期末残高	660,527千円

4 公立大学法人の業務運営に関して住民等の負担に帰せられるコスト

- (1)業務費用

ア 損益計算書上の費用	2,638,052千円	
イ (控除) 自己収入等	△956,760千円	
業務費用合計		1,681,292千円

- (2)資本剰余金を減額したコスト等 434,063千円

- (3)機会費用

地方公共団体出資の機会費用	252,236千円	252,236千円
---------------	-----------	-----------

- (4)公立大学法人の業務運営に関して住民等の負担に

帰せられるコスト 2,367,592千円

公立大学法人の業務運営に関して住民等の負担に帰せられるコストの注記における機会費用の計上方法

地方公共団体出資の機会費用の計算に使用した利率

10年利付国債の令和8年3月末利回りを参考に2.345%で計算しています。

5 重要な債務負担行為

該当事項はありません。

6 金融商品に関する注記

(1)金融商品の状況に関する事項

当法人は、資金運用については地方独立行政法人法第43条の規定に基づき、預金、国債、地方債及び政府保証債等に限定しています。

(2)金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、現金は注記を省略しており、預金、未払金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しています。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額(a)	時 価 (b)	差 額 (b)-(a)
投資有価証券	100,000	97,170	△2,830

投資有価証券

地方債は、取引金融機関から提示された価額を用いて評価しています。これらは、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、レベル2の時価に分類しています。

7 賃貸等不動産の時価等に関する事項

当法人は、賃貸等不動産を保有していますが、賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しています。

8 重要な後発事象

該当事項はありません。

附属明細書

(1)固定資産の取得及び処分並びに減価償却費(「第87 特定の資産に係る費用相当額の会計処理」及び「第92 資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理」による減価償却相当累計額も含む。)並びに減損損失の明細

(単位:千円)

資産の種類		期首 残高	当期 増加額	当期 減少額	期末 残高	減価償却累計額		減損損失累計額			差引 当期末 残高	摘要
							当期 償却額		当期 減損損失	当期 減損損失 相当額		
有形固定 資産(特定 償却資産)	建物	13,632,383	50,965	-	13,683,348	6,593,179	366,802	-	-	-	7,090,169	
	工具器具備品	168,504	67,706	-	236,211	126,205	25,658	-	-	-	110,005	
	計	13,800,887	118,672	-	13,919,559	6,719,384	392,460	-	-	-	7,200,175	
有形固定 資産(特定 償却資産 以外)	建物	85,206	672	-	85,878	64,212	3,090	-	-	-	21,666	
	構築物	79,682	-	-	79,682	50,345	1,454	-	-	-	29,336	
	工具器具備品	679,716	4,310	465,924	218,102	194,474	99,507	-	-	-	23,628	
	図書	1,076,198	21,745	-	1,097,944	-	-	-	-	-	1,097,944	
	車両運搬具	5,626	3,598	-	9,224	5,676	50	-	-	-	3,548	
	計	1,926,430	30,326	465,924	1,490,833	314,708	104,102	-	-	-	1,176,124	
非償却 資産	土地	3,556,750	-	-	3,556,750	-	-	-	-	-	3,556,750	
	美術品・收藏品	79,099	410	-	79,509	-	-	-	-	-	79,509	
	計	3,635,849	410	-	3,636,259	-	-	-	-	-	3,636,259	
有形固定 資産合計	土地	3,556,750	-	-	3,556,750	-	-	-	-	-	3,556,750	
	建物	13,717,589	51,637	-	13,769,227	6,657,391	369,893	-	-	-	7,111,835	
	構築物	79,682	-	-	79,682	50,345	1,454	-	-	-	29,336	
	工具器具備品	848,221	72,016	465,924	454,313	320,679	125,165	-	-	-	133,634	
	図書	1,076,198	21,745	-	1,097,944	-	-	-	-	-	1,097,944	
	美術品・收藏品	79,099	410	-	79,509	-	-	-	-	-	79,509	
	車両運搬具	5,626	3,598	-	9,224	5,676	50	-	-	-	3,548	
	計	19,363,167	149,409	465,924	19,046,652	7,034,093	496,563	-	-	-	12,012,558	
無形固定 資産(特定 償却資産)	ソフトウェア	32,209	-	-	32,209	30,324	2,064	-	-	-	1,885	
	計	32,209	-	-	32,209	30,324	2,064	-	-	-	1,885	
無形固定 資産(特定 償却資産 以外)	ソフトウェア	139,688	3,575	-	143,263	138,300	1,100	-	-	-	4,962	
	その他の無形固定資産	0	-	-	0	-	-	-	-	-	0	
	計	139,688	3,575	-	143,263	138,300	1,100	-	-	-	4,962	
無形固定 資産合計	ソフトウェア	171,897	3,575	-	175,472	168,624	3,164	-	-	-	6,847	
	その他の無形固定資産	0	-	-	0	-	-	-	-	-	0	
	計	171,897	3,575	-	175,472	168,624	3,164	-	-	-	6,847	
投資その 他の資産	投資有価証券	100,000	-	-	100,000	-	-	-	-	-	100,000	
	長期前払費用	-	8,107	-	8,107	-	-	-	-	-	8,107	
	敷金・保証金	535	-	-	535	-	-	-	-	-	535	
	その他	48	22	-	70	-	-	-	-	-	70	
	計	100,583	8,129	-	108,712	-	-	-	-	-	108,712	

(2) 棚卸資産の明細

(単位：千円)

種類	期首残高	当期増加額		当期減少額		期末残高	摘要
		当期購入・製造・振替	その他	払出・振替	その他		
貯蔵品（郵券）	24	184	-	166	-	42	
貯蔵品（クオカード）	8	-	-	4	-	4	
計	32	184	-	170	-	46	

(3) 有価証券の明細

(3)-1流動資産として計上された有価証券
該当事項はありません。

(3)-2投資その他の資産として計上された有価証券

(単位：千円)

満期保有 目的債券	種類及び銘柄	取得価額	券面総額	貸借対照表 計上額	当期費用に 含まれた 評価差額	摘要
	京都府令和5年度第7回 公債（5年）	100,000	100,000	100,000	-	
	計	100,000	100,000	100,000	-	

(4) 長期貸付金の明細

該当事項はありません。

(5) 長期借入金の明細

該当事項はありません。

(6) 公立大学法人債の明細

該当事項はありません。

(7) 引当金の明細

(7)-1引当金の明細

該当事項はありません。

(7)-2貸付金等に対する貸倒引当金の明細

(単位：千円)

区分	貸付金等の残高			貸倒引当金の残高			摘要
	期首残高	当期増減額	期末残高	期首残高	当期増減額	期末残高	
未収学生納付金収入 (徴収不能引当金)	683	377	1,060	683	377	1,060	(注)
計	683	377	1,060	683	377	1,060	

(注) 徴収不能引当金は、授業料の滞納に係る回収可能性を個別に勘案して計上しています。

(8) 資産除去債務の明細

該当事項はありません。

(9) 保証債務の明細

該当事項はありません。

(10) 資本剰余金の明細

(単位：千円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
施設費	189,663	48,317	-	237,981	(注1)
運営費交付金等	526	-	-	526	
寄附金	220	410	-	630	(注2)
目的積立金	321,077	62,729	-	383,806	(注3)
前中期目標期間繰越積立金	132,204	7,625	-	139,830	(注4)
無償譲与	86,789	-	-	86,789	
計	730,482	119,082	-	849,564	

(注1) 当期増加額は、静岡県からの補助金により取得した固定資産に係るものです。

(注2) 当期増加額は、寄贈により取得した固定資産に係るものです。

(注3) 当期増加額は、教育研究の質の向上及び組織運営改善積立金の取崩しにより取得した固定資産に係るものです。

(注4) 当期増加額は、前中期目標期間繰越積立金の取崩しにより取得した固定資産に係るものです。

(11) 目的積立金の取崩しの明細

(単位：千円)

積立金の名称 及び事業名	前中期目標期間繰越積立金			教育研究の質の向上及び組織運営改善積立金			
	複写機更新	事務システム 改修	小計	複写機更新	情報システム 更新	施設整備	小計
建物附属設備	-	-	-	-	2,648	-	2,648
工具器具備品	7,625	-	7,625	3,935	38,774	17,371	60,081
小計	7,625	-	7,625	3,935	41,422	17,371	62,729
教育経費							
消耗備品費	-	-	-	-	-	201	201
修繕費	-	-	-	-	1,032	873	1,905
報酬・委託・手数料	38	550	588	-	-	6	6
研究経費							
修繕費	-	-	-	-	-	1,360	1,360
報酬・委託・手数料	-	-	-	-	-	6	6
教育研究支援経費							
消耗品費	-	-	-	-	5,061	-	5,061
消耗備品費	-	-	-	-	81	252	333
備品費	-	-	-	-	7,782	-	7,782
修繕費	-	-	-	-	-	63	63
報酬・委託・手数料	-	-	-	19	4,581	-	4,600
管理経費							
消耗備品費	-	-	-	-	-	2,379	2,379
備品費	-	-	-	-	-	289	289
修繕費	-	-	-	-	158	962	1,121
報酬・委託・手数料	-	-	-	19	110	714	843
小計	38	550	588	38	18,807	7,110	25,956
合計	7,664	550	8,214	3,973	60,229	24,482	88,685

(12) 運営費交付金債務及び運営費交付金収益の明細

(12)-1運営費交付金債務

(単位:千円)

交付年度	期首残高	交付金 当期交付額	当期振替額			期末残高
			運営費 交付金 収益	資本 剰余金	小計	
令和5年度	5,458	-	5,458	-	5,458	-
令和6年度	9,000	-	-	-	-	9,000
令和7年度	-	1,665,606	1,665,606	-	1,665,606	-
計	14,459	1,665,606	1,671,064	-	1,671,064	9,000

(12)-2運営費交付金収益

(単位:千円)

業務等区分	令5年度 交付分	令7年度 交付分	合計
期間進行基準	-	1,444,336	1,444,336
費用進行基準	5,458	221,269	226,728
計	5,458	1,665,606	1,671,064

(13) 地方公共団体等からの財源措置の明細

(13)-1施設費の明細

(単位:千円)

区分	期首 残高	当期 交付額	左の会計処理内訳			期末 残高	摘要
			資本剰余金	施設費収益	その他		
静岡県施設整備等事業費補助金	-	66,330	48,317	18,012	-	-	
計	-	66,330	48,317	18,012	-	-	

(13)-2補助金等の明細

(単位:千円)

名称	交付元	経費 の別	期首 残高	当期 交付額	当期振替額					期末 残高	摘要
					長期繰延 補助金等	資本 剰余金	長期預り 補助金等	収益	その他		
指定年齢検診費用 助成金	静岡県	直接 経費	-	34	-	-	-	34	-	-	
		間接 経費	-	-	-	-	-	-	-	-	
人間ドック費用 助成金	静岡県	直接 経費	-	75	-	-	-	75	-	-	
		間接 経費	-	-	-	-	-	-	-	-	
成人病検診費用 助成金	静岡県	直接 経費	-	26	-	-	-	26	-	-	
		間接 経費	-	-	-	-	-	-	-	-	
婦人科検診費用 助成金	静岡県	直接 経費	-	30	-	-	-	30	-	-	
		間接 経費	-	-	-	-	-	-	-	-	
県立大学物価高 騰対策支援金	静岡県	直接 経費	-	116,006	-	-	-	113,620	2,386	-	「その他」欄 は交付元へ の返還分
		間接 経費	-	-	-	-	-	-	-	-	
健康管理事業 助成金	地方職員 共済組合 団体共済部	直接 経費	-	270	-	-	-	270	-	-	
		間接 経費	-	-	-	-	-	-	-	-	
結核健康診断費 助成金	浜松市	直接 経費	-	344	-	-	-	344	-	-	
		間接 経費	-	-	-	-	-	-	-	-	
合計		直接 経費	-	116,788	-	-	-	114,402	2,386	-	
		間接 経費	-	-	-	-	-	-	-	-	
		計	-	116,788	-	-	-	114,402	2,386	-	

(注)上表の収益計上額と損益計算書の補助金等収益の額との差異は、補助金で取得した固定資産の減価償却費計上にあたり、当該額を長期繰延補助金等から補助金収益に振り替えたものによります。その収益額は、71千円です。

(14) 役員及び教職員の給与の明細

(単位:千円、人)

区分		報酬又は給料等		退職給付	
		金額	支給人員	金額	支給人員
役員	常勤	30,529	2	10,736	1
	非常勤	1,731	4	-	-
	計	32,260	6	10,736	1
教員	常勤	847,213	90	55,194	8
	非常勤	62,797	118	-	-
	計	910,010	208	55,194	8
職員	常勤	471,614	86	-	-
	非常勤	3,894	2	-	-
	計	475,509	88	-	-
合計	常勤	1,349,357	178	65,930	9
	非常勤	68,423	124	-	-
	計	1,417,780	302	65,930	9

(注1)役員に対する報酬及び退職手当の支給基準の概要

①役員報酬

役員に対する報酬については、「公立大学法人静岡文化芸術大学役員報酬規程」に基づいています。

②退職手当

役員に対する退職手当については、「公立大学法人静岡文化芸術大学役員退職手当規程」に基づいています。

(注2)教職員に対する給与及び退職手当の支給基準の概要

①教職員給与

教職員に対する給与については、「公立大学法人静岡文化芸術大学職員給与規程」、「公立大学法人静岡文化芸術大学期間契約職員就業規程」、「公立大学法人静岡文化芸術大学非常勤職員就業規程」、「公立大学法人静岡文化芸術大学臨時職員就業規程」、「公立大学法人静岡文化芸術大学嘱託職員等就業規程」及び「静岡文化芸術大学特任教員に関する規程」に基づいています。

②退職手当

教職員に対する退職手当については、「公立大学法人静岡文化芸術大学職員退職手当規程」、「公立大学法人静岡文化芸術大学期間契約職員退職手当に関する細則」及び「静岡文化芸術大学特任教員の勤務条件等に関する取扱細則」に基づいています。

(注3)支給人員数は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間の平均支給人員等によっています。

(注4)本表の支給額合計には、受託研究費、共同研究費及び受託事業費で支出した人件費は含まれていません。

(15) 開示すべきセグメント情報

当法人は単一セグメントにより事業を行っているため、記載を省略しています。

(16) 業務費及び一般管理費の明細

(単位:千円)

教育経費		
消耗品費	12,883	
消耗備品費	1,652	
備品費	2,496	
出版物費	484	
印刷製本費	4,369	
水道光熱費	49,408	
旅費交通費	1,464	
通信運搬費	2,704	
賃借料	1,697	
福利厚生費	887	
修繕費	23,924	
損害保険料	986	
広告宣伝費	55	
諸会費	516	
会議費	34	
報酬・委託・手数料	108,465	
奨学費	194,658	
減価償却費	4,420	
徴収不能引当金繰入額	655	411,764
研究経費		
消耗品費	8,951	
消耗備品費	2,296	
備品費	5,478	
出版物費	2,244	
印刷製本費	3,479	
水道光熱費	9,031	
旅費交通費	12,901	
通信運搬費	1,091	
賃借料	236	
車両燃料費	16	
修繕費	2,690	
損害保険料	168	
諸会費	2,782	
会議費	3	
報酬・委託・手数料	23,300	
減価償却費	282	
雑費	487	75,443
教育研究支援経費		
消耗品費	9,503	
消耗備品費	333	
備品費	7,939	
出版物費	7,370	
印刷製本費	206	
水道光熱費	6,558	
旅費交通費	15	
通信運搬費	2,188	
賃借料	49	
修繕費	1,220	
損害保険料	122	
報酬・委託・手数料	79,347	
減価償却費	98,303	213,159
受託研究費		
非常勤職員給与		
給料	136	
消耗品費	250	
出版物費	8	
旅費交通費	45	
通信運搬費	19	
賃借料	22	
車両燃料費	5	
報酬・委託・手数料	66	
雑費	1	557

共同研究費			
非常勤職員給与			
給料		67	
消耗品費		21	
備品費		220	
出版物費		137	
印刷製本費		2	
旅費交通費		166	
諸会費		19	
報酬・委託・手数料		223	857
受託事業費等			
消耗品費		400	
消耗備品費		99	
備品費		199	
旅費交通費		81	
通信運搬費		1	
報酬・委託・手数料		929	1,712
役員人件費			
報酬		23,681	
賞与		8,579	
退職給付費用		10,736	
法定福利費		1,545	44,542
教員人件費			
常勤教員給与			
給料	622,084		
賞与	225,128		
退職給付費用	55,194		
法定福利費	143,128	1,045,536	
非常勤教員給与			
給料	62,797		
法定福利費	110	62,907	1,108,444
職員人件費			
常勤職員給与			
給料	365,865		
賞与	105,749		
法定福利費	77,897	549,512	
非常勤職員給与			
給料	3,894		
法定福利費	23	3,917	553,430
一般管理費			
消耗品費		9,205	
消耗備品費		2,680	
備品費		925	
出版物費		409	
印刷製本費		2,234	
水道光熱費		46,958	
旅費交通費		6,365	
通信運搬費		1,859	
賃借料		7,103	
車両燃料費		359	
福利厚生費		1,397	
修繕費		14,520	
損害保険料		2,792	
広告宣伝費		3,186	
諸会費		3,148	
会議費		123	
報酬・委託・手数料		108,462	
租税公課		4,033	
減価償却費		2,195	
雑費		10,105	228,069

(17) 寄附金の明細

(単位:千円、件)

区 分	当期受入額	件 数	摘 要
全 学	23,303	7,961	うち、現物寄附 11,035千円、7,922件
合 計	23,303	7,961	

(18) 受託研究の明細

(単位:千円)

委託者	経費の別	期首残高	当期受入額	受託研究収益	期末残高
地方公共団体 (設立団体以外)	直接経費	-	88	88	-
	間接経費	-	26	26	-
株式会社	直接経費	-	525	525	-
	間接経費	-	157	157	-
合 計	直接経費	-	613	613	-
	間接経費	-	184	184	-

(19) 共同研究の明細

(単位:千円)

共同研究契約 の相手方	経費の別	期首残高	当期受入額	共同研究収益	期末残高
国立大学法人	直接経費	-	477	477	-
	間接経費	-	143	143	-
株式会社等	直接経費	-	384	384	-
	間接経費	-	115	115	-
合 計	直接経費	-	862	862	-
	間接経費	-	258	258	-

(20) 受託事業等の明細

(単位:千円)

委託者等	経費の別	期首残高	当期受入額	受託事業等収益	期末残高
地方独立行政法人 等(設立団体)	直接経費	-	465	465	-
	間接経費	-	139	139	-
地方公共団体等 (設立団体以外)	直接経費	-	1,538	1,538	-
	間接経費	-	461	461	-
合 計	直接経費	-	2,003	2,003	-
	間接経費	-	601	601	-

(21) 科学研究費助成事業等の明細

(単位:千円、件)

種目	当期受入	件数	摘要
学術研究助成基金助成金	(21,920) 6,471	37	
基盤研究(B)	(7,590) 2,172	14	
基盤研究(C)	(8,310) 2,493	15	
若手研究	(3,900) 1,170	4	
挑戦的研究(萌芽)	(1,100) 330	2	
挑戦的研究(開拓)	(120) 36	1	
研究活動スタート支援	(900) 270	1	
科学研究費補助金	(610) 183	3	
基盤研究(A)	(110) 33	2	
基盤研究(B)	(500) 150	1	
合 計	(22,530) 6,654	40	

(注)当期受入は間接経費相当額を記載し、直接経費相当額については、外数として()内に記載しています。

(22) 上記以外の主な資産、負債、費用及び収益の明細

①現金及び預金

(単位:千円)

区分	残高	摘要
現金	543	
普通預金	659,983	
定期預金	493,959	
計	1,154,486	

②立替金

(単位:千円)

区分	残高	摘要
共済費県負担分(事務費含)	45,041	
その他	239	
計	45,280	

③未収金

(単位:千円)

区分	残高	摘要
静岡県施設整備等 事業費補助金	66,330	
受託研究	635	
共同研究	871	
受託事業	605	
食堂業者負担水光熱費	1,473	
オペラコンクール実行委員会 人件費負担金等	772	
その他	205	
計	70,893	

④未払金

(単位:千円)

区分	残高	摘要
固定資産	89,936	
業務費	52,232	
人件費	88,346	
一般管理費	29,061	
その他	7,485	
計	267,063	

⑤前受金

(単位:千円)

区分	残高	摘要
令和8年度授業料	76,053	
就職試験対策講座受講料	150	
計	76,203	

⑥預り金

(単位:千円)

区分	残高	摘要
同窓会費	66,482	
後援会費	24,747	
静岡国際オペラコンクール 実行委員会経費	14,961	
デザイン学部材料費	2,122	
減免等による納付済授業料等	550	
人件費	11,281	
傷害保険料	1,602	
県立大学物価高騰対策 支援金の返還金	2,387	
その他	864	
計	125,001	

公立大学法人静岡文化芸術大学

第3期中期計画

令和4年3月30日認可

令和7年3月28日変更認可

令和8年8月21日変更認可

基本的な考え方	1
第1 中期計画の期間及び教育研究上の基本組織	3
1 中期計画の期間	3
2 教育研究上の基本組織	3
第2 教育研究等の質の向上に関する計画	3
1 教育	3
(1) 育成する人材	3
ア 学士課程	3
イ 修士課程	3
(2) 入学受入れ	3
ア 入学受入方針	3
イ 高等学校との連携	4
(3) 教育の内容	4
ア 教育内容	4
イ 成績評価	6
(4) 教育の実施体制等	6
ア 教員配置	6
イ 教育環境の整備	6
ウ 教育力の向上	6
(5) 教育研究組織の見直し	7
(6) 学生への支援	7
ア 学習・生活支援	7
イ 自主的活動の支援	8
(7) キャリア教育と進路支援	8
(8) 卒業生との連携とリカレント教育の展開	8
2 研究	8
(1) 社会の発展に貢献する研究の推進	8
(2) 研究実施体制	9
(3) 研究成果の評価及び研究倫理の徹底	9
ア 研究成果の評価及び改善	9
イ 研究倫理	9
3 地域貢献	9
(1) 地域社会との連携	9
(2) 地域の自治体・企業との連携	9
(3) 県との連携	10
(4) 大学との連携	10
(5) 誰もが理解し合える共生社会の実現への貢献	10
4 グローバル化	10
(1) グローバル教育の推進	10
(2) 留学支援体制の強化と留学生等の積極的受入れ	10
(3) 海外の大学等との交流の強化	11
第3 法人の経営に関する計画	11
1 業務運営の改善	11

(1) 組織が一体となった戦略的な業務運営	11
(2) 人事の運営と人材育成	11
ア 人事制度の運用と改善	11
イ 職員の能力開発	11
ウ 誰もが活躍できる職場環境の整備	11
(3) 事務等の生産性の向上	11
(4) 法令遵守	12
2 財務内容の改善	12
(1) 自己収入の確保	12
(2) 予算の効率的かつ適正な執行	12
(3) 経営の安定化に向けた全学的な取組	12
3 施設・設備の整備・活用等	12
第4 自己点検・評価及び情報の提供に関する計画	13
1 評価の活用	13
2 情報公開等の充実	13
(1) 情報公開の推進	13
(2) 広報の充実	13
第5 その他業務運営に関する計画	14
1 安全管理	14
(1) 安全衛生管理体制の強化	14
(2) 危機管理体制の強化	14
2 社会的責任	14
(1) 人権の尊重	14
(2) 持続可能な社会の実現	14
第6 その他の記載項目	15
1 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画	15
2 短期借入金の限度額	15
(1) 限度額	15
(2) 想定される理由	15
3 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる 財産の処分に関する計画	15
4 出資等に係る不要財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画	15
5 剰余金の使途	15
6 県の規則で定める業務運営計画	15
(1) 施設及び設備に関する計画	15
(2) 人事に関する計画	15
(3) 中期目標の期間を超える債務負担	15
(4) 積立金の使途	15
別表（収容定員）	16
（別紙）	
予算 令和4年度～令和9年度予算、【人件費の見積り】	17
収支計画 令和4年度～令和9年度収支計画	18
資金計画 令和4年度～令和9年度資金計画	19

公立大学法人静岡文化芸術大学第3期中期計画

<基本的な考え方>

静岡文化芸術大学は平成12年4月に公設民営方式の学校法人として設立され、平成22年4月に静岡県を設置者とする公立大学法人に移行した。第1期中期計画においては、キャリア支援体制の充実、デザイン学部の1学部1学科への改編、全学的な新教育課程の導入、外国語教育強化などを実施した。続く第2期中期計画においては、入試関係部門を強化するとともに、文化政策学部で学科横断型の「文明観光学コース」、デザイン学部で「匠」領域という新たな教育プログラムを設置した。また、英語・中国語教育センターを発展的に改組した多文化・多言語教育研究センターの設置を決定し、その後、令和6年度に国際交流センターに改組した。

さらに、第3期中期計画期間において、静岡文化芸術大学将来構想検討委員会から答申された「遠州学林構想」の実現に向けた議論を重ねた結果、遠州学林の開設は行わないものの、構想の趣旨は引き継ぐこととしている。

今後、開学30周年に向けては、本学が所在する浜松市が、ユネスコ創造都市ネットワークの音楽分野に加盟して10余年が経過し、国際的な音楽文化・産業の発展に努めていることから、本学としても浜松市及び周辺地域、地元企業等との連携の下、静岡県の音楽文化の創造や産業を支える高度人材の育成を目指す取組も検討していく。

1. 入学生の安定的確保

少子化と18歳人口減少の中で、本学の教育を受けるに相応しい学生を安定的に確保する。また、留学生、定住外国人学生、社会人を含む多様な入学生の受入れを促進する。そのために、第2期中期計画において設置された入学試験・高校大学連携センターが中心となって高等学校との関係強化を図りつつ、入試広報を充実させる。

2. 質の高い教育の維持

第1期及び第2期に引き続き、知と実践双方に力を入れる本学の特色を活かした質の高い教育を維持する。そのために、各組織の連携をより強化し、入学から卒業まで一貫した教育を推進するとともに、学習支援及びキャリア支援を充実させる。また、時代の要請に応えようよう学部・学科のあり方を見直し、必要に応じて教育課程の改正を行う。さらに、LMS（学習管理システム）の利用等により、ICTを活用した授業を実施する。併せて、学修者本位の教育を実現するため、FD活動による教育内容と教育力の向上を図るとともに、適切な成績評価基準の設定と各教員への浸透に努める。

3. 大学院教育の充実

大学院のあり方検討専門部会における検討結果に基づいて、学部教育との接続強化とともに、教育課程の見直し、自律的研究の充実を図る。また、文化政策研究科とデザイン研究科にまたがる実践的な教育・研究を推進するために両研究科の統合計画を作成する。同時に、博士課程の設置申請の準備を進める。

4. 特色ある研究活動の推進

第2期中期目標期間中に策定した重点研究ビジョン「持続する社会のためのグローバルデザイン」のもと、両学部を融合させた研究を推進するとともに、研究の組織体制を整え、研究の推進と情報発信を強化する。科学研究費補助金をはじめとする外部研究資金のさらなる獲得をめざし、教員への情報提供と意識啓発を図る。

5. 地域貢献の強化

地域の自治体・企業等との連携をさらに強化し、受託事業や共同研究の受入れ、政策形成への協力を推進する。特に、浜松・遠州地域の企業、文化施設等と本学のネットワーク形成を推進する。また、「実践演習」など地域と連携した課題解決型の教育を通じて学生の地域志向を高める。同時に、フェアトレードやSDGsへの取組を通して、持続可能な地域社会の担い手の育成に努める。

6. 地域志向のグローバル教育

グローバルな視野と地域の視点を併せ持つ人材を育成するための教育を推進する。国際交流センターを中心として、日本人学生と外国人留学生、定住外国人学生等による多文化間対話と交流を促進する。また、外国人留学生・研究者との協働の場を設けつつ、文化とデザインにおける独自のグローバル教育を実施する。

第1 中期計画の期間及び教育研究上の基本組織

1 中期計画の期間

令和4年4月1日から令和10年3月31日までとする。

2 教育研究上の基本組織

この中期計画を達成するため、法人に、次のとおり教育研究上の基本組織を置く。

大学	学部等
静岡文化芸術大学	文化政策学部
	デザイン学部
	大学院

第2 教育研究等の質の向上に関する計画

1 教育

(1) 育成する人材

ア 学士課程

[3ポリシーの一貫性]

- ・ 3ポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）の一貫性と明晰性を検証し、必要に応じて修正する。【No.1】

イ 修士課程

- ・ 3ポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）の一貫性と明晰性を検証し、必要に応じて修正する。【No.2】

評価指標	<p>R7年度： ディプロマ・ポリシーに示された育成人材を踏まえた入試が実施され、カリキュラムが運用されているか、教学IR委員会で検証する。</p> <p>R8年度： R7年度の検証結果をまとめ、学部・研究科で共有し、対応について協議する。</p> <p>R9年度： R8年度の協議結果を踏まえ、県の定める中期目標と大学の方針の調整を行ったうえで、第4期中期計画における「育成する人材」に関する項目を策定する。</p>
------	---

(2) 入学者受入れ

ア 入学者受入方針

[多様な学生の受入れ]

- ・ 外国人留学生、定住外国人、社会人、障害のある学生など、多様な学生の受入れを進め、本学で学ぶ意欲を持つ特長ある人材を安定的に確保する。【No.3】

評価指標	志願倍率（該当年度内に実施した学部一般選抜（前期・後期））：過去3年平均以上／毎年
------	---

- ・ 大学院においては、学内進学者を確保するとともに、社会人や外国人留学生の受入れを促進する具体的な取組を実施し、入学定員を充足させる。【No.4】

評価指標	大学院における入学定員の充足状況：100％／毎年
------	--------------------------

〔入試広報の充実〕

- ・ デジタル技術を活用して広報内容を充実させ、特色ある教育研究など本学の魅力を幅広い受験者層に効果的に広報する。【No.5】

〔入試関連組織の機能強化〕

- ・ 学内の連携を強化して、デジタル技術の活用による情報共有を進め、入試関連事業を改善する。【No.6】

〔入学試験の改善〕

- ・ 受験生の資質を多面的・総合的に評価するため、大学入学共通テストの利用法、個別選抜の方法、外部検定の活用法などを検討し、入学試験の内容を改善する。
- ・ 入学試験等の改善に活かすため、入学後の追跡調査により受験生の資質評価法を検証する。【No.7】

イ 高等学校との連携

- ・ 意欲の高い学生を確保するため、高校への出張授業、高校教員向け授業見学・説明会、懇談会を通じて本学の魅力を伝え、高等学校との連携を強化する。【No.8】

（３）教育の内容

ア 教育内容

- ・ 学生の主体的な課題発見・解決能力向上のため、アクティブラーニングの手法を取り入れた教育を充実させる。【No.9】

評価指標	全授業科目においてアクティブラーニングの手法を取り入れた授業の割合 R7 年度：60％ R8 年度：65％ R9 年度：70％
------	--

- ・ 教育のデジタル化を進め、授業の特性に応じて対面とオンラインを適切に組み合わせた最適な方法を用い、学修者本位の教育を行う。【No.10】

評価指標	全授業科目における LMS（SUAC manaba）の利用率 R7 年度：40％ R8 年度：50％ R9 年度：60％
------	---

- ・ 教育内容の質の向上を図るため、他大学との連携を強化し、単位交換や交換授業などの取組を検討する。【No.11】

（７）学士課程

- ・ 削除【No.12】
- ・ （両学部共通）新カリキュラムの運用を開始し、学部間共通科目を展開することで、両学部の専門性を横断した幅広い教養と深い専門性をもった人材を育成する。【No.12-1】

評価指標	R7 年度： 1 年生への新カリキュラムの提供を開始。1 年次配当科目について授業アンケート等により評価する。
------	--

	<p>R8 年度： 新カリキュラムを年次進行により 2 年生まで提供。全学科目区分のカリキュラムの妥当性について評価する。</p> <p>R9 年度： 各学科において、必修科目、選択科目、教養科目、専門科目などのバランスを考慮した履修モデルの作成を完了する。完成した履修モデルを活用し、学生に対する各学科の履修指導において、教育課程全体の構造を俯瞰し、体系的な履修を促す。また、各学科の履修モデルと学生の実際の履修状況を照合し、その結果をカリキュラムおよび学習成果の点検・評価に活用する。</p>
--	--

- ・（文化政策学部）他学科が提供する科目群を学ぶことができるオプショナル・スタディーズを新設し、学生の多様な学びに対応する。また規程の単位を取得した学生には修了証を発行する。【No.12-2】

評価指標	<p>R7 年度： 新カリキュラムが適用される新入学生に対して、ガイダンス等においてオプショナル・スタディーズの周知を行う。</p> <p>R8 年度： 学科ごとにオプショナル・スタディーズに関するガイダンス及び履修指導を実施し、2 年次後期に履修受付を行う。</p> <p>R9 年度： オプショナル・スタディーズの開講。また、履修状況や履修生の動向について確認・検証を行う。結果を踏まえ、制度の運用方法や、講義内容の見直しを行う。</p>
------	---

- ・（デザイン学部）自己の専攻する分野の知識を深めつつ、従来のデザイン分野の枠を超えた横断的な素養を身につけ、各自の志向に応じた多分野の知識を複合的に学ぶために、新たな科目「専門横断演習」を開講することで、現代の社会課題に対応しうる人材を育成する。【No.12-3】

評価指標	<p>R7 年度： 専門横断演習について、授業計画及び評価方法をワーキンググループで検討する。</p> <p>R8 年度： 専門横断演習について、ワーキンググループと担当教員でテーマを決定し、授業計画を策定する。</p> <p>R9 年度： 専門横断演習の開講、授業成果の学内外への発表を通じて、授業到達目標を検証する。検証結果を踏まえ、演習内容を改善・充実させる。</p>
------	---

- ・ 令和元年度に再課程認定を受けた、教職課程の成果を検証する。【No.13】
- ・ 削除【No.14】

(イ) 修士課程

- ・ 修了生の活動状況の検証等に基づく大学院の教育課程の見直し、デジタル技術の活用等による教育・研究の充実を図るとともに、学部教育との連続性を高める。【No.15】

評価指標	<p>R7 年度： 修了生に対して調査を実施し、現在の仕事と本学での学びの関連性、本学のカリキュラム、修士論文や作品制作の指導、成績評価等についての意見を収集し、両研究科の強みや問題点を明らかにする。</p> <p>R8 年度： R7 年度の調査結果をもとに修士課程のカリキュラム、授業内容、成績評価方法の見直しを行う。</p> <p>R9 年度： R8 年度の活動内容を踏まえ、第4期中期計画期間における研究科の在り方について学内協議及び同計画案の策定を行う。</p>
------	---

- ・ 「共同プロジェクト実践演習」などにより、両研究科にまたがる実践的教育を実施する。【No.16】
- ・ 文化政策研究科とデザイン研究科にまたがる実践的な教育・研究を推進するために両研究科の統合計画を作成するとともに、博士課程の設置を検討する。【No.17】

イ 成績評価

[学士課程]

- ・ G P A, C A P 制が適正に運用されているかを検証し、必要に応じて迅速に改善する。【No.18】
- ・ アセスメント・ポリシーを策定し、3 ポリシーの適正な運用・検証に努める。【No.19】

[修士課程]

- ・ 両研究科の統合を見据えた成績評価の方法の明確化と評価基準の策定に取り組む。【No.20】

(4) 教育の実施体制等

ア 教員配置

- ・ 学部及び大学院の教育課程の改正に応じて適正な教員配置を進め、教育活動を一層充実させる。【No.21】
- ・ 学部、学科及び研究科を超えた複数教員による指導体制を強化するとともに、授業等において学外の人材を積極的に活用する。【No.22】

イ 教育環境の整備

- ・ 学生の主体的・能動的な学習を促進するため、ハード・ソフトの両面から教育環境を整備する。【No.23】

ウ 教育力の向上

(7) 教育力の向上

- ・ ファカルティ・ディベロップメント活動の充実、参加の促進により、教育・指導方法の向上を図る。【No.24】

評価指標	F D 研修参加率：75%以上／毎年
------	--------------------

- ・ 入試、教務・学生、キャリア支援に関わる各部署間の情報共有と連携の強化により、学生の希望の実現に向け、入学から卒業まで一貫した教育を行う。【No.25】

(4) 教育活動の改善

- ・ 学生の意見をきめ細かく収集するため、授業評価の方法を改善し、学修成果を多面的に検証する。【No.26】
- ・ 外部試験の活用により、学生の学修成果を客観的に検証し、教育活動を改善する。【No.27】

評価指標	英語の学修成果（在籍期間中のTOEICスコア）： 800点以上を取得する学生数 26人以上 700点以上を取得する学生数 64人以上 600点以上を取得する学生数 167人以上／毎年 中国語の学修成果（年度毎のHSK取得）：3級以上を取得する学生数 42人以上／毎年
------	---

- ・ 卒業生に対する学修成果の調査を行い、結果を検証して、授業やキャリア支援に反映させる。【No.28】

(5) 教育研究組織の見直し

- ・ 社会情勢や地域のニーズに対応した教育研究組織の見直しを行う。【No.29】

評価指標	R7年度： 地域連携センター、文化・芸術研究センター、国際交流センターの事業及び機能の有機的な連携・協働の検証の方法について協議する。 R8年度： 静岡県の音楽文化の創造や産業を支える高度人材を育成する取組を検討するための体制を構築する。 R9年度： 静岡県の音楽文化の創造や産業を支える高度人材を育成する取組について検討する。
------	---

(6) 学生への支援

ア 学習・生活支援

〔学習支援〕

- ・ 各学科が行っている担任制、チューター制などを通じて、個々の学生の学習支援を強化する。【No.30】
- ・ 現行のスチューデントアシスタント（学部生）の運用を改善し、新たにティーチングアシスタント（大学院生）を導入する。【No.31】

〔多様な学生への支援〕

- ・ ピアサポートや長期履修制度の積極的な活用を促し、障害のある学生への支援体制を強化するとともに、多様な学生への教職員及び学生の理解を促進する。【No.32】

〔生活支援〕

- ・ 学生生活実態調査等によって学生の諸問題を把握し、心身両面において必要な支援を行う。【No.33】

評価指標	学生生活調査の回答率：60%以上/毎年
------	---------------------

- ・ 国の修学支援制度と本学の授業料減免制度を活用して、必要な学生へ行き届く経済支援を行う。【No.34】
- ・ 留学生S Aやピアサポート、留学生ガイダンスの実施などにより、外国人留学生への支援を行う。【No.35】

評価指標	受入れ留学生ガイダンス実施回数：6回以上／毎年
------	-------------------------

イ 自主的活動の支援

- ・ 地域の社会活動に関する情報提供や、学内施設の貸出などにより、学生の自主的活動を支援する。【No.36】

(7) キャリア教育と進路支援

[キャリア関連組織の強化]

- ・ 学内の連携を強化して、情報共有を進め、キャリア教育と進路支援をさらに充実させる。【No.37】

[キャリアデザイン教育の充実]

- ・ 1年次からの教育、教養・専門教育においてキャリアへの意識啓発を促し、キャリアデザイン教育を強化する。【No.38】

[学生の特性に合わせた進路支援]

- ・ デザイン、文化団体など本学特有かつ就職情報が少ない分野について、ノウハウの蓄積及び情報提供を行う。【No.39】

[企業との連携]

- ・ 企業訪問により採用側のニーズ把握等を行い、得られた情報を学生に発信し、効率的な就職活動を促す。【No.40】
- ・ 地域の企業の魅力を学生に向けて発信し、理解促進を図る。【No.41】

評価指標	大学主催の就職支援事業の参加率：45%以上／毎年 就職率：100%／毎年 県内就職率：過去3年平均以上／毎年
------	--

(8) 卒業生との連携とリカレント教育の展開

- ・ 同窓会との連携強化、卒業生と在学生との交流の機会提供により、卒業生の大学教育への参加・協力を促進する。【No.42】
- ・ 社会人聴講生制度や公開講座等を活用するとともに、社会人がより参加しやすい教育機会の提供方を検討し、リカレント教育を促進する。【No.43】

評価指標	社会人学生数（正規の学生及び科目等履修生）：過去3年平均以上／毎年
------	-----------------------------------

2 研究

(1) 社会の発展に貢献する研究の推進

- ・ 重点研究ビジョン「持続する社会のためのグローバルデザイン」のもとに、両学部を融合させた研究や他大学と連携した研究を推進する。【No.44】

評価指標	論文数、研究作品数（機関リポジトリ登録数）：対前年増／毎年
------	-------------------------------

- ・ 科学研究費補助金等の外部資金や学内研究費を活用して、学内及び他大学との共同研究を促進する。【No.45】
- ・ 地域の企業、自治体等との共同研究、受託研究、受託事業の受入れを推進するとともに、特色ある研究を強化し、その成果を地域に還元する。【No.46】

評価指標	受託事業、受託研究、共同研究の受入件数：過去3年平均以上／毎年
------	---------------------------------

(2) 研究実施体制

- ・ 削除【No.47】
- ・ 科学研究費補助金等の外部資金への申請率を高め、申請・採択件数の増加を図る。【No.48】

評価指標	科学研究費補助金の教員の申請率：30％／第3期最終年度 外部資金（科研費等）の獲得件数：過去3年平均以上（国財団助成含む）／毎年 外部資金（科研費等）の獲得金額：過去3年平均以上（国財団助成含む）／毎年
------	---

(3) 研究成果の評価及び研究倫理の徹底

ア 研究成果の評価及び改善

- ・ 研究成果について、学外の意見や評価を反映させる方法を検討するなど、評価の仕組みを改善するとともに、積極的に情報発信する。【No.49】

評価指標	研究成果発表会（オンライン含む）の閲覧者数：過去3年平均以上／毎年 教員特別研究報告書に対する、審査委員によるフィードバック率：100％／毎年
------	--

- ・ 新たにアーカイブズセンターを設置し、研究成果や資料の収集、整理、保管、利用管理を適切に行う。【No.50】

イ 研究倫理

- ・ 研究倫理教育を徹底し、研究活動の不正行為に対する教員の意識向上を図る。【No.51】
- ・ 公的研究費の管理・監査のガイドラインに基づき、コンプライアンス教育を徹底し、研究費の不正使用を防止する。【No.52】

3 地域貢献

(1) 地域社会との連携

- ・ 遠州地域の自治体、企業、文化施設等と本学のネットワーク形成を推進し、地域産業のイノベーション創出や地域の活性化に寄与する。【No.53】
- ・ 公開講座、公開工房等、地域の市民に向けた生涯学習の機会を提供する。【No.54】

評価指標	公開講座等の参加者数：過去3年平均以上／毎年
------	------------------------

- ・ 「実践演習」など、地域課題解決に取り組む教育を通じて学生の地域志向を高める。【No.55】

評価指標	地域連携演習等取組者数：第2期平均以上／毎年
------	------------------------

- ・ フェアトレード大学としての実践をはじめとするSDGsへの取組を通じて、地域社会に貢献するとともに、持続可能な社会の担い手を育成する。【No.56】

(2) 地域の自治体・企業との連携

- ・ 研究成果の還元や地域での実践的な教育・活動を通して、地域の企業や団体、地域住民等との連携を強化する。【No.57】
- ・ 自治体等の審議会・委員会への教員の参画を通して、政策形成や地域の人材育成を支援する。【No.58】

評価指標	自治体等の委員、講師、審査員等への就任件数：過去3年平均以上／毎年
------	-----------------------------------

(3) 県との連携

- ・ 静岡県が実施する各種事業に協力するとともに、政策形成及び各種施策の推進を支援する。【No.59】

評価指標	静岡県の実施する各種事業に協力した件数：過去3年平均以上／毎年
------	---------------------------------

(4) 大学との連携

- ・ 教育研究及び大学運営の様々な問題について県立大学をはじめとする国内外の大学との連携を強化し、教育研究の質の向上に取り組む。【No.60】

評価指標	大学間での単位互換制度を利用した学生数：10名以上/毎年
------	------------------------------

- ・ ふじのくに地域・大学コンソーシアムを通じた大学間連携をさらに推進する。【No.61】

(5) 誰もが理解し合える共生社会の実現への貢献

- ・ 異なる言語や文化的背景を持つ人々、障害者や性的マイノリティなど、様々な人々がともに学ぶことのできる環境づくりに努める。【No.62】

評価指標	国際交流センターを中心とした、共生社会の実現につながる、学内外に開かれた交流事業の実施：年2回以上
------	---

4 グローバル化

(1) グローバル教育の推進

- ・ 国際交流センターを中心に、地域の特性を生かした多文化間の対話・交流を通して、全学的なグローバル教育を推進する。【No.63】

評価指標	<p>R7年度： 留学から帰国した本学学生と海外からの留学生の交流活動を各学期に実施する。地域の特性を生かしたグローバル教育を推進するため、国際交流センターと地域連携センター等の協働事業案を策定する。</p> <p>R8年度： R7年度の活動に加え、複数のセンターが協働し、グローバル教育を推進する事業を実施する。</p> <p>R9年度： R8年度に実施した事業の結果を検証した上で、第4期中期計画を見据えた全学的なグローバル教育推進体制を整備する。</p>
------	--

- ・ 削除【No.64】

(2) 留学支援体制の強化と留学生等の積極的受入れ

- ・ 本学独自の制度と各種の奨学金を活用して、派遣及び受入れ留学生、語学研修参加者への経済的支援を行う。【No.65】
- ・ 海外インターンシップの拡充等により、留学や研修の機会を増やすとともに、日本語学習支援や生活支援等の受入体制の充実により、外国人留学生を積極的に受け入れる。【No.66】

評価指標	<p>受入れ留学生数：40人／毎年</p> <p>派遣留学生数：長期留学22人／毎年 短期留学50人／毎年（語学研修含む）</p>
------	---

(3) 海外の大学等との交流の強化

- デジタル技術の活用も含め、協定校等との共同研究、シンポジウム、ワークショップ、研究者間の交流を促進する。【No.67】

評価指標	海外の教育研究機関等との共同事業の実施：第3期累計20件
------	------------------------------

第3 法人の経営に関する計画

1 業務運営の改善

(1) 組織が一体となった戦略的な業務運営

- 理事長兼学長のガバナンス機能の強化を図り、迅速な意思決定のもと、サービスの受け手の満足度向上を目指して業務運営の改善に取り組む。【No.68】

評価指標	役員会・経営審議会において、学外委員から出た法人経営に関する意見への対応または回答する率：100%/毎年
------	--

- 各種委員会や会議での意見交換等、開かれた議論を通じて、役員、教員及び事務職員が、大学の方針に係る共通認識を持ち、連携して業務を遂行する。【No.69】
- 削除【No.70】

(2) 人事の運営と人材育成

ア 人事制度の運用と改善

- 教職員のインセンティブ向上のため、活動評価制度の検証と公平性・透明性を増すための改善を継続する。
- プロパー職員の計画的な採用とともに、業務の特性に応じた、多様な人材の雇用と適材適所の配置を進める。【No.71】

イ 職員の能力開発

- 外部研修、学内研修及びOJT等の計画的なSD活動及び法人運営の中核となるプロパー職員の登用を見据えた人材育成に取り組む。
- 他大学との人事交流や共同研修による人材育成を進める。【No.72】

ウ 誰もが活躍できる職場環境の整備

- 全ての教職員がワーク・ライフ・バランスを実現し、職場及び家庭において充実した活動が出来るよう、育児から介護まで、ライフステージを踏まえた職場環境・体制の整備を進める。
- 組織を活性化するため、多様な人材の活用及び登用を行う。【No.73】

評価指標	職員（出産した本人を除く）の育児休業等取得率：60%/毎年 育児休業以外の育児に関する諸制度の利用者：第3期累計30人以上 職員の有給休暇取得日数：10日以上/毎年
------	--

(3) 事務等の生産性の向上

- 戦略的な大学運営の基礎となる各種情報を整理し提供するIR機能の整備、アウトソーシングやIT化による事務の効率化を進める。【No.74】

評価指標	時間外勤務時間数（総時間数）：対前年減/毎年
------	------------------------

- 業務のスクラップ&ビルドを行い、教育・研究組織及び事務局組織の効率的な連携を踏まえた組織改革を進める。【No.75】

(4) 法令遵守

- ・ 教職員を対象としたコンプライアンス研修等を継続して実施し、法令遵守意識の徹底を図る。【No.76】

評価指標	教職員向けのコンプライアンス研修受講率：100％／毎年
------	-----------------------------

- ・ 監事、会計監査人、監査室職員による情報共有により監査の合理化と監査機能の向上を図るとともに、監査結果を大学運営に的確に反映させる。
- ・ 公認会計士等専門家の支援の下、適正な内部監査の実施と監査知識の蓄積を進める。【No.77】

2 財務内容の改善

(1) 自己収入の確保

- ・ 外部研究資金の幅広い情報収集及び獲得、共同研究・受託事業等の拡大により自己収入の増加を図る。【No.78】
- ・ 寄付金の使途や成果を積極的に広報し、寄付の勧奨を戦略的に行い、静岡文化芸術大学基金の充実を図る。【No.79】

評価指標	静岡文化芸術大学基金の寄附金額:300 万円以上／毎年
------	-----------------------------

(2) 予算の効率的かつ適正な執行

- ・ 学内ニーズに的確に対応する効果的な予算編成を行う。
- ・ 教職員・学生のコスト意識の向上を図るとともに、適正な執行管理による経費節約を進める。【No.80-1】

評価指標	管理的経費の効率化：一般管理費（義務的経費除く）第2期平均以下／毎年
------	------------------------------------

(3) 経営の安定化に向けた全学的な取組

- ・ 予算編成案を決定する「予算会議」を中心に、大学経営の安定化に向けた全学的な取組を推進する。【No.80-2】

評価指標	R7 年度： 経営状況を分析し、本学の財務構造の在り方について見直しを実施する。
	R8 年度： R7 年度の見直しを踏まえた改善施策を立案し、実行する。
	R9 年度： R7 年度、R8 年度の取組結果を踏まえた上で、第4期中期計画を策定する。

3 施設・設備の整備・活用等

- ・ 静岡県公共施設等総合管理計画に基づき、施設・設備の劣化診断、定期点検を確実に実施し、計画的に修繕・更新を行い、長寿命化を図る。
- ・ 修繕・更新に当たっては、防災・防犯・防疫に対応するとともに、ユニバーサルデザインやデジタル化の推進、省エネルギー及び景観など環境に配慮する。【No.81】

評価指標	R7 年度： 照明設備（LED）更新、個別空調更新
------	------------------------------

	R8 年度： 照明設備（LED）更新、個別空調更新、劣化診断の実施 R9 年度： 照明設備（LED）更新、個別空調更新、劣化診断を元に次期更新計画を策定
--	---

- ・ 削除【No.82】

第4 自己点検・評価及び情報の提供に関する計画

1 評価の活用

- ・ 適正なガバナンスの確保のため、定期的な自己点検評価を継続実施し、法定の外部評価の結果とともに、業務改善に的確に反映する。【No.83】

評価指標	R7 年度： 令和4年受審の認証評価結果における意見への対応（100%実施） R8 年度： 自己点検評価委員会にて、R10年度の認証評価受審のための点検ポートフォリオ作成計画策定 R9 年度： R10年度の認証評価のための点検ポートフォリオ作成、学内決定 R7～9年度共通： （年度計画策定・年度評価廃止に伴い）自己点検評価委員会において、外部委員とともに中期計画の進捗及び評価指標達成状況の確認を行う。
------	---

2 情報公開等の充実

（1）情報公開の推進

- ・ 教育研究を始めとする諸活動の最新情報を適切な媒体で広く公開するとともに、積極的な情報公開を行う。【No.84】

評価指標	「SUAC 理解・基礎データ集」を更新・大学 HP へ掲載／毎年実施
------	------------------------------------

（2）広報の充実

- ・ 知名度向上と本学が求める学生の確保に向けて、媒体の性質及び訴求対象を踏まえた戦略的な広報を国内外に向けて行う。
- ・ 教職員の自学に関する理解を促進し、教職員一人ひとりが様々な機会に応じて全学的な広報を行う。【No.85】

評価指標	市記者クラブへの情報提供（プレスリリース）の件数： 33 件以上／毎年 公式 SNS（X）のポスト投稿件数： 300 件以上／毎年
------	--

第5 その他業務運営に関する計画

1 安全管理

(1) 安全衛生管理体制の強化

- 学生及び教職員の安全確保と健康保持のため、労働安全衛生法に基づく安全衛生管理を適正に実施する。【No.86】

評価指標	学生定期健康診断受診率：第2期中期目標期間の水準を確保
------	-----------------------------

- 学生及び教職員が機械器具を安全に利用できるよう、講習等による指導を徹底する。【No.87】

評価指標	工房機械講習会の実施：2回／毎年
------	------------------

(2) 危機管理体制の強化

- 災害・事故・事件等の緊急事態に適切に対応するため、感染症等の新たな要素も想定に入れて、防災訓練の実施、防災マニュアルの見直し、保安全管理体制の見直し等、危機管理体制の充実を図る。【No.88】

評価指標	防災訓練の実施：1回／毎年 多様なテーマに関する教職員や学生向けの啓発動画の作成・発信： 新規動画1本以上／毎年
------	--

- 浜松市や関係機関等との連携をとり、防災・防犯・防疫対策の充実を図るとともに、学生が、学内外において安全な生活を送ることができる環境づくりを推進する。【No.89】
- 法人が保有する個人情報などを適正に管理するとともに、電子データの漏えいを防止するため、情報セキュリティ対策を強化する。【No.90】

評価指標	教職員向けの「情報セキュリティ等に関する研修」の参加率：100％／毎年
------	-------------------------------------

2 社会的責任

(1) 人権の尊重

- ハラスメント防止指針に基づき、効果的な啓発指導や研修を行い、学生・教職員の人権意識の向上や、相談体制の充実強化を図り、本学におけるハラスメントの根絶を目指す。
- ハラスメント事案が発生した場合には、迅速に被害者救済を行うとともに、修学・就労環境の改善等の措置を行う。【No.91】

評価指標	ハラスメント事案新規発生件数（ハラスメント調査委員会での認定件数）ゼロ／毎年 教職員対象ハラスメント防止研修の受講率：100％／毎年
------	---

(2) 持続可能な社会の実現

- SDGsの実現に向け、大学の業務運営、教職員や学生の生活の両面で多様な取組を推進し、取組の状況や成果を広く社会に発信する。【No.92】

評価指標	フェアトレード大学やSDGsに関する取組（学外への発信）件数：過去3年平均以上／毎年
------	--

第6 その他の記載項目

1 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

別紙

2 短期借入金の限度額

（1）限度額 5億円

（2）想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故等の発生等により緊急に必要となる対策費として借入れすることも想定される。

3 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画

なし

4 出資等に係る不要財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

5 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育・研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

6 県の規則で定める業務運営計画

（1）施設及び設備に関する計画

教育研究組織の統合・再編・見直しに対応した施設・設備の整備や大規模な施設・設備の改修等については、各事業年度の予算編成過程等において決定する。

（2）人事に関する計画

- ・ 本学が必要とする専門領域分野の教員及び事務処理を的確に遂行できる専門性等を持った事務職員を確保するとともに、その人材養成をする。
- ・ 組織の活性化及び効率的な大学運営の執行を図るため、教職員を適材・適所の部門に配置等をする。
- ・ 事務職員については、関係機関からの派遣職員と法人採用職員との有機的連携を深め、相乗効果を高める。
- ・ 教職員のSD活動及び教員のFDに積極的に取り組み、大学運営の高度化や授業改善に努めることとする。

（3）中期目標の期間を超える債務負担

なし

（4）積立金の使途

第2期中期計画期間中に生じた積立金は、教育・研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

別表（収容定員）

令和4年度	学士課程	文化政策学部	840人
		デザイン学部	440人
	修士課程	文化政策研究科	20人
		デザイン研究科	20人
令和5年度	学士課程	文化政策学部	840人
		デザイン学部	440人
	修士課程	文化政策研究科	20人
		デザイン研究科	20人
令和6年度	学士課程	文化政策学部	840人
		デザイン学部	440人
	修士課程	文化政策研究科	20人
		デザイン研究科	20人
令和7年度	学士課程	文化政策学部	840人
		デザイン学部	440人
	修士課程	文化政策研究科	20人
		デザイン研究科	20人
令和8年度	学士課程	文化政策学部	840人
		デザイン学部	440人
	修士課程	文化政策研究科	20人
		デザイン研究科	20人
令和9年度	学士課程	文化政策学部	840人
		デザイン学部	440人
	修士課程	文化政策研究科	20人
		デザイン研究科	20人

予算

令和4年度～令和9年度予算

(単位：百万円)

区分	金額
収入	
運営費交付金	9,399
施設整備費補助金	553
自己収入	5,660
授業料収入及び入学金検定料収入	5,417
雑収入	243
受託研究等収入及び寄附金収入等	159
補助金等収入	2
長期借入金収入	0
繰越金等取崩収入	224
計	15,997
支出	
業務費	15,095
教育研究経費	10,294
一般管理費	4,801
施設整備費	757
受託研究等経費及び寄附金事業費等	145
長期借入金償還金	0
計	15,997

(注) 令和3年度の額を基礎として、令和4年度以降の予算額を試算している。

金額については、見込みであり、各事業年度の運営費交付金等については、事業の進展により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。

【人件費の見積り】

中期目標期間中総額 9,652 百万円を支給する。(退職手当は除く)

※ 退職手当については、公立大学法人静岡文化芸術大学職員退職手当規程に基づいて支給されることとするが、運営費交付金として措置される額については、各事業年度の予算編成過程において算定される。

収支計画

令和4年度～令和9年度収支計画

(単位：百万円)

区分	金額
費用の部	15,883
経常費用	15,883
業務費	14,085
教育研究経費	3,900
受託研究等経費	145
人件費	10,040
一般管理費	1,612
財務費用	0
雑損	0
減価償却費	186
臨時損失	0
収益の部	15,659
経常利益	15,659
運営費交付金	9,399
授業料収益	4,318
入学料収益	620
検定料等収益	179
受託研究等収益	126
寄付金収益	33
補助金収益	2
施設費収益	553
財務収益	0
雑益	243
資産見返運営費交付金等戻入	180
資産見返物品受贈額戻入	0
資産見返寄附金戻入	6
純利益	△224
繰越金等取崩	224
総利益	0

(注) 令和3年度の額を基礎として、令和4年度以降の予算額を試算している。

資金計画

令和4年度～令和9年度資金計画

(単位：百万円)

区分	金額
資金支出	15,997
業務活動による支出	15,158
投資活動による支出	300
財務活動による支出	539
次期中期目標期間への繰越金	0
資金収入	15,997
業務活動による収入	15,220
運営費交付金による収入	9,399
授業料及び入学金検定料による収入	5,417
受託研究等収入	126
寄附金収入	33
補助金収入	2
その他の収入	243
投資活動による収入	553
施設費による収入	553
その他の収入	0
財務活動による収入	0
前期中期目標期間からの繰越金	224

(注) 令和3年度の額を基礎として、令和4年度以降の予算額を試算している。